

年金記録回復委員会資料

- ・ 第10回年金記録回復委員会(平成22年3月10日開催)資料
- ・ 第11回年金記録回復委員会(平成22年3月29日開催)資料
- ・ 第15回年金記録回復委員会(平成22年7月27日開催)資料
- ・ 第19回年金記録回復委員会(平成22年12月14日開催)資料
- ・ 第20回年金記録回復委員会(平成23年1月31日開催)資料



第10回
年金記録回復委員会

日時：平成22年3月10日(水)
18:00～

場所：厚生労働省 9F 省議室

配布資料：

- 職員アンケートからの記録問題への対応策(PDF:303KB)
- 職員アンケート分類集計表(PDF:89KB)

照会先：年金局事業企画課
(担当・内線) 尾崎(3579)
佐々木(3656)
(電話代表) 03(5253)1111
(直通) 03(3595)2793

10-03-10

職員アンケートからの

記録問題への対応策（未定稿）

- ◎ 職員アンケートの回答において指摘されている意見・提言については、年金管理審議官の下に設置した作業班において読み込み、抜き出し作業を行った。そこで、その中から、今後の年金記録問題の解決や業務の改善に向けた検討課題を、第三者の視点から実務的に抽出するため、年金記録回復委員会の磯村・岩瀬・梅村の委員 3 名の他に、アンケート回答者の中から年金局が選抜した事情をよく知悉している退職者 2 名を加えた、合計 5 名で作業を行った（2/4 の回復委員会以降、2/10, 2/17, 3/3 の 3 回実施）。
 - ◎ 寄せられたコメントが、アンケート記載の質問 4 項目ごとに必ずしも対応していないこともあり、年金記録問題への対応策という観点から、記録回復に参考となるようなコメント内容に着目して整理の上、対応策別に、主なものを以下のように列挙した。
 - ◎ 改善意見の多かった事案については、その改善の方向がまとまり次第、その進捗状況を日本年金機構の機構 LAN に順次掲載することにより、機構職員に対し周知を図ることとする。また、引き続き個別の課題に応じて機構職員の意見を聞きながら対応を進めることとする。
- 例；その 1—「カセットオーブン」
- ⇒ 現在構築中の紙台帳検索システムにおいて、カセットオーブンされていない旧台帳についても、検索・閲覧が可能となる予定。
- その 2—「旧市区町村名」、「崩し字」、「各地の固有屋号名称」のリストアップ
- ⇒ 「旧市区町村名」及び「崩し字」は既存のリストを活用し、LAN掲示により職員周知を図る。「各地の固有屋号名称」については、先行して事業所検索システムを作成した東京でデータ化した旧屋号等を全国で活用する。その他の地域の旧屋号等については、事業所検索システムへの旧屋号等の収録状況、旧屋号等の情報蓄積状況及びシステムへの要望を聴取したうえ、対応を検討する。

(1) 「コンピュータ記録と紙台帳の突合せ」作業(*)の拡充等A. 突合せ対象の拡充と精査の徹底

- 1) 未解明部分（約 1,002 万件）を中心に「5 千万件」の記録も対象にする。
- 2) 8. 5 億件の名簿等に加え、紙台帳検索システムに「手帳番号払い出し簿」も収載する。

B. 紐つけ方法の拡充

「年金手帳番号や生年月日での紐つけ」で不十分な場合は、「氏名での紐付け」も可能なように、氏名パンチ入力作業を追加する。

(2) 基礎年金番号の非保有者(*1)の年金記録確認を容易にするための環境整備(*2)

(*1) 基礎年金番号の非保有者には、「真正でない基礎年金番号の保有者」も含む。

(*2) 前記「(1)紙台帳との突合せ」を“正面からの対策”とすれば、これは“側面からの対策”との位置づけ。

A. 現況

1) 転職に際しての、偽名・偽生年月日による「年金手帳の重複発行」が、昭和40年代前後に多発したとの指摘がある。これが、結果的には持ち主のわからない“宙に浮いた年金手帳番号”発生に(*)繋がった可能性がある。

(*) 年金手帳の記号番号相違等により収録できなかった資格記録は、「事故照会リスト」として社会保険事務所において定められたルールに従って補正して収録することとしていたが、社会保険事務所から送付された「事故照会リスト」は、文書保存規定により一定期間保管した後、廃棄されているため、資料等を調べたが実態は判らなかった。

2) 実在しない事業所があるほか、実在事業所にも、融資・脱税・公共工事受注などのための架空の被保険者が存在するとの指摘もある。これらの記録は、仮に紙台帳との突合せを行っても本来の持ち主には結びつかない可能性が高い（基礎年金番号が付されていない記録は無論のこと、基礎年金番号が付されていても、いわゆる“幽霊の基礎年金番号”となってしまう）。

3) その他に、短期間の加入で資格を喪失した人など、定期便・特別便の届かない人があり(*)、これらはいわば“年金無縁者”であって、「無年金見込み者」とは、別概念での対応が必要となる。

(*) 偽名等による“幽霊の基礎年金番号”や“年金無縁者”的件数については把握していない。ただその目安として、住所不詳の事例を含めた件数ではあるが、全ての受給者と加入者を対象に送付した「ねんきん特別便」の郵便不着件数が一つの目安となる。ねんきん特別便（約1億900万件）については、このうち受給者名寄せ便（約300万件）について、住所調査を行い、再交付を行ってきているが、それでも、ねんきん特別便全体で不着件数は約243万件（受給者約13万件、加入者約230万件）となっている。

B. 対応策

記録の回復には、お一人お一人から、過去の職歴や使用した姓名・生年月日などの“本人のみが知る記憶”を伺って、個別に確認するしかない。そのためには、次のような“幽霊の基礎年金番号”保有者などへの一斉呼びかけ”キャンペーンが必要となる。

- ①特別便、定期便等が未着の事例について、マスメディアを通じて、「特別便・定期便の届かない人」などに呼びかけ、名乗り出でていただくとともに、また、23年4月から実施予定の住基ネットを通じた住所把握の仕組みを活用して、改めて定期便等の送付を検討する。
- ②自分自身の年金記録の確認ができる「年金個人情報システム」に、「私の履歴整理表」の入力支援機能を付加する等により、ご本人の記憶と年金記録との相違の気付きを促すとともに、紙台帳検索システムを活用し、記録の発見を行う。

(3) 3号被保険者の記録が、厚年加入・扶養削除などで不正確となっている、ないしは配偶者の記録と合わないケースへの対応策

A. 現況

2号被保険者（例：夫）が転職により第1号被保険者になった場合など、その配偶者で第3号被保険者であった者（例：妻）が第2号被保険者の被扶養者でなくなった場合は、第3号被保険者（例：妻）も第1号被保険者になるための届出をし、保険料を納付することが必要である。しかし、この届出がなされず、第3号被保険者のままになっている場合がある。

B. その背景

被扶養者でなくなった配偶者に対する種別変更の届出勧奨や種別変更の処理が徹底されていなかった。

C. 対応策

(4) 戦災や災害等による記録消失への、記録回復の手続きの明確化

戦災、風水害など災害等による記録消失についての、全国の時期別・場所別の被害状況と回復状況については現在調査を行っている。

また、旧社会保険庁年金保険部業務第2課の事務処理要領によれば、昭和40年代には、災害等で記録が滅失した場合の被保険者期間の認定の取扱いが定められていることから、上記調査結果を踏まえつつ、この基準について改めて検討の上、記録回復手続きの明確化を図る。

(5) 「被保険者ゼロ」の事業所の被保険者救済と、そのためのサンプル調査

A. 背景

全喪届けに添付書類が必要になった15年11月から増えたとされるもの。大部分が時期によつて賃金職員を雇つたり雇わなかつたりする官庁及び地方公共団体や、既に事業を行わなくなつて全喪處理をする必要があるが登記簿等添付書類が間に合つていない事業所の処理未済と目されるが、中には現存稼働事業所の「偽装全喪」の可能性がある。

B. 対応

- 1) 被保険者ゼロ事業所の状況を把握するため、サンプル調査を実施し、現存稼働事業所の可能性のある事業所を選定するための方法を検討する。
- 2) なお、現存稼働事業所の可能性のある事業所が確認できた場合には、事業所調査を実施する。稼働が確認された場合は、適切に是正を行う。

(6) 記録統合の結果、「年金額が減額になる場合の取り扱い」の明確化

A. 記録統合の結果、年金額が減額になる事例

- ① 国民年金の5年年金などの受給者に、過去の厚年記録が見つかり、国年被保険者期間が遡及して取り消される
- ② 過去の国年被保険者期間と重複して、通算対象期間とならない1年未満の厚生年金被保険者期間が見つかり、国年被保険者期間が遡及して取り消される
- ③ 4種被保険者期間を有している方に、過去の年金記録が見つかり、当該被保険者期間が取り消される
- ④ 配偶者の厚生年金記録判明により、配偶者加給年金や振替加算の支給がなくなる
- ⑤ 障害・遺族厚生年金について、過去の厚生年金記録が判明し、平均標準報酬が下がる
- ⑥ 昭和32年10月前のみなし期間がある方に過去の厚年記録が判明し、平均標準報酬が下がる

B. 現行の取り扱い

平成20年2月8日府文発第0208001号及び同年4月25日府文発第0425001号では、本人が、発見された記録による再裁定請求を行わなければ、記録訂正・再裁定は行わないという趣旨から、減額となる場合に減額となる理由、過払い分は返還いただく旨を懇切丁寧に説明することされ、本人が認めた場合は将来にわたって減額するとともに過払い分は返還を求めるこことされている。

C. 上記への対応

(7) 複雑な相談事案を専門に対応するベテランチームを編成し、解決事例を全国で共有。

A. 必要性と対応策

- 1) 各都道府県の旧社会保険事務局等で、それぞれ固有の記録管理、ノウハウ蓄積・処理方法が存在していたので、旧社会保険庁のベテラン退職者から人選し、在宅にて、現場職員からの質問に応答できるよう登録する。
- 2) ベテラン退職者の急増から、旧令共済・旧法・船員保険・遺族年金などに関連する、複雑な事案への即応が困難となり、待ち時間の短縮や適切な相談対応のため、旧社会保険庁のベテラン退職者を極力各ブロック本部に配置し、年金事務所の相談員への支援を行う。同時に、対応事例を、全国で共有できる準備も行う。

B. 実施時期 … 22年度早期からの体制整備を目指す。

(8) 記録検索の容易化、記録統合の正確性確保のための、システムの改善

A. 背景

- 1)これまでシステム構築や修正に際して、現場の改善意見の聴取が不足していた。また、当初は、記録検索、記録統合の件数がそれほど多くはなかったために、操作性についても大きな問題はなかったが、記録問題発生以降、処理量が激増したため、操作性（使い勝手）改善の必要性が高まってきている。
- 2) 旧台帳(*1)の記録の一部が、現場からは簡便に検索できない(*2)。
(*1) 「旧台帳」 = 「マイクロ旧台帳 1,466 万件」と「紙の旧台帳 1,167 万件（保管委託倉庫保管分）」
(*2) マイクロ旧台帳については、オンライン化されておらず、日本年金機構保管のマイクロフィルムのカセットになっており、年金事務所では、直ちに内容が閲覧できないものがあり、『カセットのオープン化』として、要望多数。

⇒この点については、現在、コンピュータ記録と紙台帳等の突合せ業務を実施するために構築中の「紙台帳検索システム」において、旧台帳についても検索・閲覧が可能となる予定。

- 3) 船員保険等、複雑な記録管理の経緯のある記録については、記録照会等に困難が生じている。

B. おもな改善点と対応策

- 1) 記録の検索に関するもの

…「刷新システム」の前段階として、「現行システムの補修」との観点から検討を行い、まずは、以下の事項等について現行システムへの影響、他の開発案件との優先順位を見極めたうえで、可能なものから改善に着手。

- ①記録検索キーの増加
- ②個人の記号番号から、過去記録への即時照射
- ③氏名検索システムの改善
- ④漢字氏名検索の有効活用
- ⑤事業所検索システムの改善

2) 過去の訂正記録の経緯保存（事跡管理）の徹底

…平成21年10月より稼働している記録訂正事跡確認システムの現時点での事跡管理状況を調査し、登録を徹底するように周知。そのうえで、現行のシステムの改善も含め、対応を検討する。

3) 外国人被保険者の氏名検索

…氏名検索が不能とならないよう、ご本人に対し、年金手帳を必ず保管し、届出・手続きの際は、年金手帳に記載されているものと同じ表記による氏名を記入するよう周知することを検討する。

4) 現場の意見や要望を基にした、システム改善やソフトの導入

…システムの改善事項の範囲・内容を決定するに当たっては、手作業部分も含めて、機構の関係部署において、現場の意見を把握するプロセスを検討している。

5) 船員保険等については、コンピュータ記録と紙台帳等の突合せ等記録確認を行うに際して、慎重に対応する。

(9) 相談者の、誤認や勘違いへの対応

記録確認の相談で、国民年金では国民健康保険料の支払いを国民年金保険料の支払いと勘違いする、厚生年金では制度上未適用となるケースであるにもかかわらず就職したことを厚生年金に加入したと誤認するケースが多い。

これらについては、「誤認事例のリーフレット」を、現場に備置するとともに、ホームページにも掲示することを検討している。

(10) その他の具体策起案中の事項

A. 保険料の過払い

1) 国民年金で満額の年金額となる月数を超えての納付

平成17年4月前の記録については、平成20年4月の通知により還付できる取扱いとし、20年8月及び21年9月に保険料還付となる対象者へのお知らせを実施。再度お知らせすることを検討する。

(*)平成17年4月からは、満額の年金額となる月数に達した時点で、任意加入被保険者資格を強制的に喪失するよう、法改正。

2) 異なる被用者年金制度の重複加入

厚生年金と共済年金など異なる被用者年金の重複加入については、記録訂正によって保険料の還付が生じることになるが、事業主が死亡した場合など被保険者本人への還付が可能かどうか他制度と平仄を合わせつつ検討している。

B. 統合ミスの再発防止

ねんきん特別便の回答の中で調査が不十分で間違った回答を行った例がある。これらについては、統合ミスの再発防止策として、本人確認をより確実に行うため氏名、性別、生年月日だけでなく、職歴や住所を確認することを徹底するマニュアルの作成について検討している。

C. 厚生年金における「短期間の資格期間誤り」の救済

月末に退職した場合の資格喪失日の届出誤りや6ヶ月程度以内の「短期間の資格期間誤り」(*)について、年金記録確認第三者委員会における「あっせん事例」・「非あっせん事例」の分析結果を踏まえ、年金記録回復委員会の実務家検討段階で、その救済方策を検討している。

(*) 何れも大部分は、事業主側の知識不足もしくは単純ミスによるもの。

D. 脱退手当金の非受領の申立てへの対応

厚生年金の短期加入で退職する被保険者が脱退手当金の受給を選択した場合は、脱退手当金の対象となった期間は厚生年金の被保険者期間でなかったものとみなされる制度があったが、その脱退手当金を受領していない、すなわち厚生年金の被保険者期間を回復して欲しいとの申立てが、昭和40年前後に支給された記録を中心に行われている。

こうした申立てのうち年金記録確認第三者委員会であっせんされた事案の中には、退職する被保険者に脱退手当金の受給を申請する意思がないにもかかわらず、勤務先の事業主が被保険者に代わって請求し、受領した脱退手当金を当該被保険者に支払わなかつたと疑われるケースがある。

この点については、目下、年金記録確認第三者委員会における「あっせん事例」・「非あっせん事例」の分析結果を踏まえ、何らかの記録回復基準の設定ができるいか、年金記録回復委員会の実務家検討段階で検討している。

E. 事業主から従業員への通知義務の徹底方策

事業主は、資格取得届や月額変更届等の届出を行い、日本年金機構の確認を受けたときは、資格取得年月日及び標準報酬等をすみやかに従業員に通知しなければならないこととされているが、従業員への通知が徹底されていないという指摘がある。

これについては、現在行っている算定基礎届の提出時期前に各年金事務所が開催する算定説明会や納入告知書同封のチラシによる周知及び事業所調査の際の事業主指導等を通じて徹底する。

補 足 事 項

今回の取りまとめに当たり、具体的な結論を得られなかったものについては、厚生労働省及び日本年金機構において引き続き検討を進め、具体的な対応に結びつけていくこととしている。

以下は年金記録問題の対応策や施策と直接関係するものではないが、職員アンケートの回答を集約・整理するに当たり感じられた事項を補足する。

(1) 職員アンケートの質問項目では年金記録問題に対する認識をその一つに挙げていたことから、記録問題への反省が記されている回答が多く見られた。それらを見て強く感じられたのは、「年金給付の裁定請求時に本人が来るのだから、その時に直せばよい」という裁定時主義が常識化していたことである。法律上は申請主義を探ることから、本人の申請に基づく裁定は必要であるが、だからといって年金記録を裁定の時まであいまいなまま放置することが許されるものではない。日本年金機構の運営方針や新たに定められたお客様へのお約束10か条を実践し、職員それぞれの意識改革を引き続き進めていくことが必要である。

(2) また、職員アンケートの回答の中では、上述のほかに、旧社会保険庁における年金記録問題発生の最大公約数的要因として、次の3点に関連するコメントが寄せられている。

1. 過去の職員組合の、記録ミスを防ぐ作業への非協力ないしは拒否。
2. 法制度起案側である厚生労働省の、現場無視の複雑・難解・非合理的な立法措置。
3. 現場の意見を汲み上げようとしたかった、社会保険庁本庁ないしは上層部の姿勢。

何れも、既に巷間に伝えられている要因であるが、これらについては厚生労働省及び日本年金機構において、改めて運営上の課題として受け止めて、今後の対応を進める必要がある。

(3) 更に、回答では、大切な記録をお預かりしているという認識が不足していたといった職員自身の意識の問題や、お客様への姿勢、記録管理や事業所からの届け出、チェック体制、組織、広報などのあり方など様々な面での反省が見られた。

そういうたった反省に立って、

- ・対応するお一人お一人のお客様に対して、相手のご都合が許す限りで徹底して氏名検索を行い、質問し、知る限りの従前の年金制度について詳細に説明を行なうよう以前にも増して心がけた。
- ・年金記録問題の早期解決に向けて、土日に出勤して年金額仮計算書の年金額試算の支援をしたり、電話・窓口対応では1件でも多く解決出来るように取り組んだ。
- ・窓口装置で確認できない事業所名の変遷や名簿の所在等をしるした「トラの巻」を作成した。
というように問題解決に向け地道に努力している職員も見られたところである。

今後の年金記録の速やかな回復に向けては、今回取りまとめた対応策を着実に進めるとともに、各職員の反省と「就職先をここと決めたときは、自分が入った職場を周囲から見直されるよう、より良いものへと変えていく為にできることをやっていこうと考えた」という新人の初心が生かせるような組織とすることを目指して、日本年金機構は不斷に努力することが必要である。それとともに、厚生労働省もその努力に対して最大限の支援を行うことも必要である。

(未完)

職員アンケート分類集計表

本集計は、昨年12月に旧社会保険庁全職員及び退職者に実施したアンケートへの約1万7千名の回答の中から、年金記録問題の解決につながりそうな記述、正しくない記録を発見する契機となりそうな記述など、今後の年金記録回復委員会の議論の参考となりそうな記述として作業班が抜き出したものを分類整理した結果である。

抜き出し・集約した回答者総数		2550
A	年金記録問題が発生した原因	498
1	社会保険庁・事務所側の問題によるもの (事務処理の問題) ① 年金手帳の重複発行 ② 紙台帳からの切替時の処理誤り ③ 事故リストの処理未確認 ④ 転出入の際国民年金の台帳を転出先社会保険事務所に郵送する際の事故 (体制の問題) ⑤ 記録管理体制(予算・人員)が不十分 ⑥ 中央と地方の意思疎通ができていなかった (労働組合の問題) ⑦ 職員団体(労組)への対応が弱かった(オンライン化反対、事故補正業務拒否など) など	177
2	本人側の事情によるもの ① 偽名・偽生年月日による加入 ② 前歴を隠して、新たな年金手帳を取得 ③ 夫婦で国民年金保険料を一人分のみ納付 ④ 年金制度に対する無関心・無理解 など	222
3	事業所が関係するもの ① 実在しない事業所・実在しない被保険者が存在 ② 従業員が知らないまま加入資格改定や標準報酬を変更 ③ 誤った報酬月額を故意に届けてくる事業所が存在 ④ 事業所の届出漏れ(正規職員及びアルバイト・パートタイマーの常用者) ⑤ 資格取得届時に年金手帳の記号番号を記入しない事業所が多かった ⑥ 試用期間など入社即加入となっていないケースあり ⑦ 事業所が届出の際、氏名、生年月日を誤記入 ⑧ 月末退職者の資格喪失日記入誤り ⑨ 脱退手当金を退職金・退職祝い品として本人へ支給 など	157
4	その他	16
B	保有する記録の状態に関するもの	152
1	なくなっているもの ① 戦災や災害等による記録消失 など	56
2	保管状況が悪いもの	8
3	マイクロフィルムに関するもの	10
4	不正確となっているもの ① 転記・入力ミスによる記録の誤りのケースあり ② 国民年金第3号被保険者の記録が厚生年金加入、扶養削除などで不正確となっている・配偶者の記録と合わないケースが多い など	85
5	その他	1
C	現在の年金記録回復作業の問題点	142
1	記録の統合に関するもの ① 相談で誤認や勘違いが多い ② 記録統合の結果年金額減額となる場合の統一見解が必要 ③ 年金記録の調査回答が本当にとことん調べた結果なのか疑問あり ④ 期限設定など解決を急ぐあまり、調査が不十分で誤った回答になる恐れあり など	122
2	その他 ① 脱退手当金記録の不備の補正を業務センターへ依頼すると、脱退手当金記録が取消され年金記録が復活することあり など	21
D	年金記録回復に向けて取り組むべき方策	1449
1	体制に関するもの ① 人員増が必要 ② 記録照会等に経験を有する者の増員、協力 ③ 専門チームを編成すべき ④ 年金記録の専門部署を立ち上げるべき ⑤ 事務所単位・各県単位での資格照会作業を全国又はブロックにまとめて行う ⑥ 人材育成の強化・研修など ⑦ 派遣職員等年金業務の経験のない者の作業には懸念あり など	861
2	作業に当たり協力を仰ぐべきもの ① 市町村 ② お客様のご協力を呼びかけるべき など	123
3	今後解明すべきもの ① オンラインに入っていないカセット記録の開放 など	235

4	記録の検索に関するもの ① 記録検索キーの追加 ② 氏名検索システムの改善 ③ 事業所検索システムの改善 など	63
5	処理時間の短縮に資するもの ① 共済データの一本化の推進 など	13
6	特別便に関するもの ① 広報などによる未回答者の回答促進 ② 未回答者への電話・戸別訪問 など	73
7	5000万件の未統合記録に関するもの ① 確認不可能なものは確認不可能として整理するべき ② 宙に浮いた年金記録を別管理・公開 など	25
8	紙台帳との対応に関するもの ① 紙台帳の徹底調査・対応の推進 など	101
9	年金記録の確認に関するもの ① 自分の年金記録をいつでも確認できるシステムの整備 ② 調査で本人・別人の判定がついたものには確認記録を登録する など	30
10	情報提供に関するもの ① 処理状況の情報を積極的に公開 ② 年金制度の周知 など	49
11	その他 ① 各県の特色などノウハウを生かした調査手順マニュアルを作成する など	30
E	年金記録回復の基本方針	323
1	一定条件下で申し立てどおりの回復をすべき	101
2	お一人お一人伺って確認するしかない	91
3	記録問題の着地点を考えるべき	58
4	安易な記録回復はモラルハザードになり公平性に問題あり	42
5	優先順位をつけて対応すべき	35
F	今後の業務の改善	294
1	基礎年金番号に関するもの	8
2	システムに関するもの ① 外国人被保険者の氏名検索の統一 ② 第3号被保険者記録の配偶者情報等との対応による適正化のためのシステム改善 ③ 再裁定及び支払の早急処理のためのシステム改善 ④ 総合調査等の結果をオンライン上で見られるようにする。 など	81
3	適用に関するもの ① 被保険者ゼロの事業所あり ② 他の官公庁と連携した確認 など	59
4	お客様に関するもの ① お客様に送る文章はわかりやすくすべき など	14
5	制度のあり方に関するもの ① 国民年金第3号被保険者の記録を適正なものとするため本人への通知、配偶者の記録の点検などを行うべき ② 国民年金第3号特例措置で証拠書類が整わず未納になる、申し出日＝納付日となって返納が出るケースあり ③ 年金手帳方式は廃止し総背番号制など新たなシステムにすべき ④ 社会保障番号、納税者番号等の導入 など	111
6	制度の理解に資するもの	21
7	体制に関するもの	12
8	その他	10
G	その他	33

注1) 「抜き出し・集約した回答者総数」は実人数である。

注2) 一人で複数事項にわたり回答している者がいるので、A～Gの合計と抜き出し・集約した回答者総数とは一致しない。

注3) 各区分欄で具体的に書いてあるものは例示である。



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

第11回
年金記録回復委員会

日時：平成22年3月29日(月)

18:00～

場所：厚生労働省 9F 省議室

- ・年金記録問題についての最終段階までの工程を議論する件について(委員長 提案)([PDF:237KB](#))
- ・年金記録問題への対応の実施計画(工程表)関係資料
(1～3ページ([PDF:355KB](#))、4～7ページ([PDF:481KB](#))、8～10ページ([PDF:189KB](#))、
全体版([PDF:1,026KB](#)))
- ・未統合記録5,000万件の解明状況([PDF:360KB](#))
- ・名寄せ特別便に係る協力市区町村の記録調査の実施状況(平成22年2月28日現在)([PDF:336KB](#))
- ・脱退手当金事案に関する新たな回復基準案について([PDF:194KB](#))
- ・脱退手当金の支給日前に脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間がある記録にかかるサンプル調査の実施状況について(中間集計)
(1～6ページ([PDF:456KB](#))、7～10ページ([PDF:379KB](#))、全体版([PDF:838KB](#)))
- ・職員アンケートからの記録問題への対応策(未定稿)
(1～9ページ([PDF:358KB](#))、10ページ([PDF:155KB](#))、全体版([PDF:512KB](#)))

照会先：年金局事業企画課
(担当・内線) 尾崎(3579)
佐々木(3656)
(電話代表) 03(5253)1111
(直通) 03(3595)2793

10-03-29

職員アンケートからの

記録問題への対応策 (未定稿)

- ◎ 職員アンケートの回答において指摘されている意見・提言については、年金管理審議官の下に設置した作業班において読み込み、抜き出し作業を行った。そこで、その中から、今後の年金記録問題の解決や業務の改善に向けた検討課題を、第三者の視点から実務的に抽出するため、年金記録回復委員会の磯村・岩瀬・梅村の委員 3 名の他に、アンケート回答者の中から年金局が選抜した事情をよく知悉している退職者 2 名を加えた、合計 5 名で作業を行った (2/4 の回復委員会以降、2/10, 2/17, 3/3 の 3 回実施)。
- ◎ 寄せられたコメントが、アンケート記載の質問 4 項目ごとには必ずしも対応していないこともあり、年金記録問題への対応策という観点から、記録回復に参考となるようなコメント内容に着目して整理の上、対応策別に、主なものを以下のように列挙した。
- ◎ 改善意見の多かった事案については、その改善の方向がまとまり次第、その進捗状況を日本年金機構の機構 LAN に順次掲載することにより、機構職員に対し周知を図ることとする。また、引き続き個別の課題に応じて機構職員の意見を聞きながら対応を進めることとする。

例 ; その 1—「カセットオープン」

⇒ 現在構築中の紙台帳検索システムにおいて、カセットオープンされていない旧台帳についても、検索・閲覧が可能となる予定。

その 2—「旧市区町村名」、「崩し字」、「各地の固有屋号名称」のリストアップ

⇒ 「旧市区町村名」及び「崩し字」は既存のリストを活用し、LAN掲示により職員周知を図る。「各地の固有屋号名称」については、先行して事業所検索システムを作成した東京でデータ化した旧屋号等を全国で活用する。その他の地域の旧屋号等については、事業所検索システムへの旧屋号等の収録状況、旧屋号等の情報蓄積状況及びシステムへの要望を聴取したうえ、対応を検討する。

(1) 「コンピュータ記録と紙台帳の突合せ」作業(*)の拡充等

A. 突合せ対象の拡充と精査の徹底

1) 未解明部分 (約 995 万件) を中心に「5 千万件」の記録も対象にする。

2) 8. 5 億件の名簿等に加え、紙台帳検索システムに「手帳番号払い出し簿」も収載する。

B. 紐つけ方法の拡充

「年金手帳番号や生年月日での紐つけ」で不十分な場合は、「氏名での紐付け」も可能なように、氏名パンチ入力作業を追加する。

(2) 基礎年金番号の非保有者(*1)の年金記録確認を容易にするための環境整備(*2)

(*1) 基礎年金番号の非保有者には、「真正でない基礎年金番号の保有者」も含む。

(*2) 前記「(1)紙台帳との突合せ」を“正面からの対策”とすれば、これは“側面からの対策”との位置づけ。

A. 現況

1) 転職に際しての、偽名・偽生年月日による「年金手帳の重複発行」が、昭和40年代前後に多発したとの指摘がある。これが、結果的には持ち主のわからない“宙に浮いた年金手帳番号”発生に(*)繋がった可能性がある。

(*) 年金手帳の記号番号相違等により収録できなかった資格記録は、「事故照会リスト」として社会保険事務所において定められたルールに従って補正して収録することとしていたが、社会保険事務所から送付された「事故照会リスト」は、文書保存規定により一定期間保管した後、廃棄されているため、資料等を調べたが実態は判らなかった。

2) 実在しない事業所があるほか、実在事業所にも、融資・脱税・公共工事受注などのための架空の被保険者が存在するとの指摘もある。これらの記録は、仮に紙台帳との突合せを行っても本来の持ち主には結びつかない可能性が高い（基礎年金番号が付されていない記録は無論のこと、基礎年金番号が付されていても、いわゆる“幽霊の基礎年金番号”となってしまう）。

3) その他に、短期間の加入で資格を喪失した人など、定期便・特別便の届かない人があり(*)、これらはいわば“年金無縁者”であって、「無年金見込み者」とは、別概念での対応が必要となる。また、「本人不承知の厚生年金加入」などが存在した企業もあったとの指摘もあることから、それらの企業経由での救済手段の可能性を検討中。

(*) 偽名等による“幽霊の基礎年金番号”や“年金無縁者”的件数については把握していない。ただその目安として、住所不詳の事例を含めた件数ではあるが、全ての受給者と加入者を対象に送付した「ねんきん特別便」の未送達件数が一つの目安となる。ねんきん特別便（約1億900万件）については、このうち受給者名寄せ便（約300万件）について、住所調査を行い、再交付を行ってきているが、それでも、ねんきん特別便全体で未送達件数は約243万件（受給者約13万件、加入者約230万件）となっている。

B. 対応策

記録の回復には、お一人お一人から、過去の職歴や使用した姓名・生年月日などの“本人のみが知る記憶”を伺って、個別に確認するしかない。そのためには、次のような“幽霊の基礎年金番号”保有者などへの一斉呼びかけ”キャンペーンが必要となる。

- ①特別便、定期便等が未送達の事例について、マスメディアを通じて、「特別便・定期便の届かない人」などに呼びかけ、名乗り出でていただくとともに、また、23年4月から実施予定の住基ネットを通じた住所把握の仕組みを活用して、改めて定期便等の送付を検討する。
- ②自分自身の年金記録の確認ができる「年金個人情報システム」に、「私の履歴整理表」の入力支援機能を付加する等により、ご本人の記憶と年金記録との相違の気付きを促すとともに、紙台帳検索システムを活用し、記録の発見を行う。

(3) 3号被保険者の記録が、厚年加入・扶養削除などで不正確となっている、ないしは配偶者の記録と合わないケースへの対応策

A. 現況

2号被保険者（例：夫）が転職により第1号被保険者になった場合など、その配偶者で第3号被保険者であった者（例：妻）が第2号被保険者の被扶養者でなくなった場合は、第3号被保険者（例：妻）も第1号被保険者になるための届出をし、保険料を納付することが必要である。しかし、この届出がなされず、第3号被保険者のままになっている場合がある。

B. その背景

被扶養者でなくなった配偶者に対する種別変更の届出勧奨や種別変更の処理が徹底されていなかった。

C. 対応策

本来、第1号被保険者に種別変更すべき期間において第3号被保険者のままになっている場合の取扱いは、次の方向で検討する。併せて、同様の状況が今後生じないよう、届出勧奨や種別変更の処理を徹底する。

1) 受給者

既に裁定が行われていることから、現状のままする。

2) 被保険者

将来に向けては、速やかに第1号被保険者に種別変更し、保険料の納付を求める。

過去の期間については、保険料の時効が到来していない過去2年間を除き、現状のままする。

(4) 戦災や災害等による記録消失への、記録回復の手続きの明確化

戦災、風水害など災害等による記録消失についての、全国の時期別・場所別の被害状況と回復状況について調査の結果、現在まで判明したところは別紙のとおり。

また、旧社会保険庁年金保険部業務第2課の事務処理要領によれば、昭和40年代には、災害等で記録が滅失した場合の被保険者期間の認定の取扱いが定められていることから、上記調査結果を踏まえつつ、この基準について改めて検討の上、3ヶ月程度を目途に記録回復手続きの明確化を図る。

(5) 「被保険者ゼロ」の事業所の被保険者救済と、そのためのサンプル調査

A. 背景

全喪届けに添付書類が必要になった15年11月から増えたとされるもの。大部分が時期によって賃金職員を雇つたり雇わなかつたりする官庁及び地方公共団体や、既に事業を行わなくなつて全喪処理をする必要があるが登記簿等添付書類が間に合つていない事業所の処理未済と目されるが、中には現存稼働事業所の「偽装全喪」の可能性がある。

B. 対応

- 1) 被保険者ゼロ事業所の状況を把握するため、サンプル調査を実施し、現存稼働事業所の可能性のある事業所を選定するための方法を検討する。
- 2) なお、現存稼働事業所の可能性のある事業所が確認できた場合には、事業所調査を実施する。稼働が確認された場合は、適切に是正を行う。

(6) 記録統合の結果、「年金額が減額になる場合の取り扱い」の明確化

A. 記録統合の結果、年金額が減額になる事例

- ① 国民年金の5年年金などの受給者に、過去の厚年記録が見つかり、国年被保険者期間が遡及して取り消される
- ② 過去の国年被保険者期間と重複して、通算対象期間とならない1年未満の厚生年金被保険者期間が見つかり、国年被保険者期間が遡及して取り消される
- ③ 4種被保険者期間を有している方に、過去の年金記録が見つかり、当該被保険者期間が取り消される
- ④ 配偶者の厚生年金記録判明により、配偶者加給年金や振替加算の支給がなくなる
- ⑤ 障害・遺族厚生年金について、過去の厚生年金記録が判明し、平均標準報酬が下がる
- ⑥ 昭和32年10月前のみなし期間がある方に過去の厚年記録が判明し、平均標準報酬が下がる

B. 現行の取り扱い

特別便の回答等を契機として、記録が見つかったケースについては、平成20年2月8日府文発第0208001号及び同年4月25日府文発第0425001号において、ご本人が、発見された記録による再裁定請求を行わなければ、記録訂正・再裁定は行わないという趣旨から、減額となる場合に減額となる理由、過払い分は返還いただく旨を懇切丁寧に説明することとされ、ご本人が認めた場合は将来にわたって減額するとともに過払い分は返還を求めることとされている。

C. 上記への対応

現行法の枠組みにおいては、ご本人が認めた場合は将来にわたって減額するとともに、過払い分の返還を求めることはやむを得ないが、記録問題に派生する記録訂正により減額となる事態が生じた原因の多くは、国側にあることを踏まえ、丁寧な対応を行う。

1) 受給者

具体的には、現行通知の取扱いを維持しつつ、新たな文書を発出し、ご本人に、訂正を要すると思われる年金記録を確認いただき、「再裁定の申出をされるか」又は「訂正の必要はないか」をご本人に判断していただくこととする。

ご本人が「訂正の必要はない」と回答された場合には、当該記録にそのような回答があつた旨の事跡を残すことにより、減額事例の取扱いの明確化を図る。

2) 加入者

特別便の回答等により記録照会の申出を行わされた加入者については、裁定前であり、既に訂正すべき記録の内容を承知しておられることから、現行の通知のとおり、将来の年金額が増額見込みか減額見込みかにかかわらず、改めてご本人にお知らせすることなく、記録訂正を行い、事後的に訂正結果をお知らせする取扱いとする。

なお、今後実施する予定となっているコンピュータ記録と紙台帳等の突合せや、厚生年金基金記録との突合せにおいては、その結果をご本人にお知らせし、その申出に基づき、記録訂正を行うことを基本とするが、既に裁定を受けている受給者について、記録訂正により減額が見込まれる場合については、これらが、ご本人の申出によらず、国（日本年金機構）において行った突合せを契機とするものであること等の事情に鑑み、ご本人にお知らせすることなく、事跡のみを残すこととする。

(7) 複雑な相談事案を専門に対応するベテランチームを編成し、解決事例を全国で共有。

A. 必要性と対応策

- 1) 各都道府県の旧社会保険事務局等で、それぞれ固有の記録管理・ノウハウ蓄積・処理方法が存在していたので、旧社会保険庁のベテラン退職者から人選し、在宅にて、現場職員からの質問に応答できるよう登録する。
- 2) ベテラン退職者の急増から、旧令共済・旧法・船員保険・遺族年金などに関連する、複雑な事案への即応が困難となり、待ち時間の短縮や適切な相談対応のため、旧社会保険庁のベテラン退職者を極力各ブロック本部に配置し、年金事務所の相談員への支援を行う。同時に、対応事例を、全国で共有できる準備も行う。

B. 実施時期 … 22年度早期からの体制整備を目指す。

(8) 記録検索の容易化、記録統合の正確性確保のための、システムの改善

A. 背景

- 1) これまでシステム構築や修正に際して、現場の改善意見の聴取が不足していた。また、当初は、

記録検索、記録統合の件数がそれほど多くはなかったために、操作性についても大きな問題はなかったが、記録問題発生以降、処理量が激増したため、操作性（使い勝手）改善の必要性が高まっている。

2) 旧台帳(*1)の記録の一部が、現場からは簡便に検索できない(*2)。

(*1) 「旧台帳」 = 「マイクロ旧台帳 1,466 万件」と「紙の旧台帳 1,167 万件（保管委託倉庫保管分）」

(*2) マイクロ旧台帳については、オンライン化されておらず、日本年金機構保管のマイクロフィルムのカセットになっており、年金事務所では、直ちに内容が閲覧できないものがあり、『カセットのオープン化』として、要望多数。

⇒この点については、現在、コンピュータ記録と紙台帳等の突合せ業務を実施するために構築中の「紙台帳検索システム」において、旧台帳についても検索・閲覧が可能となる予定。

3) 船員保険等、複雑な記録管理の経緯のある記録については、記録照会等に困難が生じている。

B. おもな改善点と対応策

1) 記録の検索に関連するもの

…「刷新システム」の前段階として、「現行システムの補修」との観点から検討を行い、まずは、以下の事項等について現行システムへの影響、他の開発案件との優先順位を見極めたうえで、可能なものから改善に着手。

- ①記録検索キーの増加
- ②個人の記号番号から、過去記録への即時照写
- ③氏名検索システムの改善
- ④漢字氏名検索の有効活用
- ⑤事業所検索システムの改善

2) 過去の訂正記録の経緯保存（事跡管理）の徹底

…平成 21 年 10 月より稼働している記録訂正事跡確認システムの現時点での事跡管理状況を調査し、登録を徹底するように周知。そのうえで、現行のシステムの改善も含め、対応を検討する。

3) 外国人被保険者の氏名検索

…氏名検索が不能とならないよう、ご本人に対し、年金手帳を必ず保管し、届出・手続きの際は、年金手帳に記載されているものと同じ表記による氏名を記入するよう周知することを検討する。

4) 現場の意見や要望を基にした、システム改善やソフトの導入

…システムの改善事項の範囲・内容を決定するに当たっては、手作業部分も含めて、機構の関係部署において、現場の意見を把握するプロセスを検討している。

5) 船員保険等については、コンピュータ記録と紙台帳等の突合せ等記録確認を行うに際して、

慎重に対応する。

(9) 相談者の、誤認や勘違いへの対応

記録確認の相談で、国民年金では国民健康保険料の支払いを国民年金保険料の支払いと勘違いする、厚生年金では制度上未適用となるケースであるにもかかわらず就職したことを厚生年金に加入したと誤認するケースが多い。

これらについては、「誤認事例のリーフレット」を、現場に備置するとともに、ホームページにも掲示することを検討している。

(10) その他の具体策起案中の事項

A. 保険料の過払い

1) 国民年金で満額の年金額となる月数を超えての納付

平成17年4月前の記録については、平成20年4月の通知により還付できる取扱いとし、20年8月及び21年9月に保険料還付となる対象者へのお知らせを実施。再度お知らせすることを検討する。

(*) 平成17年4月からは、満額の年金額となる月数に達した時点で、任意加入被保険者資格を強制的に喪失するよう、法改正。

2) 異なる被用者年金制度の重複加入

厚生年金と共済年金など異なる被用者年金の重複加入については、記録訂正によって保険料の還付が生じることになるが、事業主が死亡した場合など被保険者本人への還付について、制度上及び運用上どのような対応が可能か、今後更に検討を進める。

B. 統合ミスの再発防止

ねんきん特別便の回答の中で調査が不十分で間違った回答を行った例がある。これらについては、統合ミスの再発防止策として、本人確認をより確実に行うため氏名、性別、生年月日だけでなく、職歴や住所を確認することを徹底するマニュアルの作成について検討している。

C. 厚生年金における「短期間の資格期間誤り」の救済

月末に退職した場合の資格喪失日の届出誤りや6ヶ月程度以内の「短期間の資格期間誤り」(*)について、年金記録確認第三者委員会における「あっせん事例」・「非あっせん事例」の分析結果を踏まえ、年金記録回復委員会の実務家検討段階で、その救済方策を検討している。

(*) 何れも大部分は、事業主側の知識不足もしくは単純ミスによるもの。

D. 脱退手当金の非受領の申立てへの対応

厚生年金の短期加入で退職する被保険者が脱退手当金の受給を選択した場合は、脱退手当金の対象となった期間は厚生年金の被保険者期間でなかったものとみなされる制度があったが、その脱退手当金を受領していない、すなわち厚生年金の被保険者期間を回復して欲しいとの申立てが、昭和40年前後に支給された記録を中心に行われている。

こうした申立てのうち年金記録確認第三者委員会であっせんされた事案の中には、退職する被保険者に脱退手当金の受給を申請する意思がないにもかかわらず、勤務先の事業主が被保険者に代わって請求し、受領した脱退手当金を当該被保険者に支払わなかつたと疑われるケースがある。

この点については、年金記録確認第三者委員会における「あっせん事例」・「非あっせん事例」の分析結果を踏まえ、いわゆるまだら事案について記録回復基準の設定を検討している。

E. 事業主から従業員への通知義務の徹底方策

事業主は、資格取得届や月額変更届等の届出を行い、日本年金機構の確認を受けたときは、資格取得年月日及び標準報酬等をすみやかに従業員に通知しなければならないこととされているが、従業員への通知が徹底されていないという指摘がある。

これについては、現在行っている算定基礎届の提出時期前に各年金事務所が開催する算定説明会や納入告知書同封のチラシによる周知及び事業所調査の際の事業主指導等を通じて徹底する。

補 足 事 項

今回の取りまとめに当たり、具体的な結論を得られなかつたものについては、厚生労働省及び日本年金機構において引き続き検討を進め、具体的な対応に結びつけていくこととしている。

以下は年金記録問題の対応策や施策と直接関係するものではないが、職員アンケートの回答を集約・整理するに当たり感じられた事項を補足する。

(1) 職員アンケートの質問項目では年金記録問題に対する認識をその一つに挙げていたことから、記録問題への反省が記されている回答が多く見られた。それらを見て強く感じられたのは、「年金給付の裁定請求時にご本人が来るのだから、その時に直せばよい」という裁定時主義が常識化していたことである。法律上は申請主義を探ることから、ご本人の申請に基づく裁定は必要であるが、だからといって年金記録を裁定の時まであいまいなまま放置することが許されるものではない。日本年金機構の運営方針や新たに定められたお客様へのお約束10か条を実践し、職員それぞれの意識改革を引き続き進めていくことが必要である。

(2) また、職員アンケートの回答の中では、上述のほかに、旧社会保険庁における年金記録問題発生の最大公約数的要因として、次の3点に関連するコメントが寄せられている。

1. 過去の職員組合の、記録ミスを防ぐ作業への非協力ないしは拒否。
2. 法制度起案側である厚生労働省の、現場無視の複雑・難解・非合理的な立法措置。
3. 現場の意見を汲み上げようとしたなかった、社会保険庁本庁ないしは上層部の姿勢。

何れも、既に巷間に伝えられている要因であるが、これらについては厚生労働省及び日本年金機構において、改めて運営上の課題として受け止めて、今後の対応を進める必要がある。

(3) 更に、回答では、大切な記録をお預かりしているという認識が不足していたといった職員自身の意識の問題や、お客様への姿勢、記録管理や事業所からの届け出、チェック体制、組織、広報などのあり方など様々な面での反省が見られた。

そういうった反省に立って、

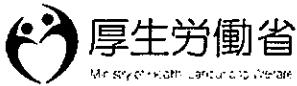
- ・対応するお一人お一人のお客様に対して、相手のご都合が許す限りで徹底して氏名検索を行い、質問し、知る限りの従前の年金制度について詳細に説明を行なうよう以前にも増して心がけた。;
 - ・年金記録問題の早期解決に向けて、土日に出勤して年金額仮計算書の年金額試算の支援をしたり、電話・窓口対応では1件でも多く解決出来るように取り組んだ。
 - ・窓口装置で確認できない事業所名の変遷や名簿の所在等をしてした「トラの巻」を作成した。
- というように問題解決に向け地道に努力している職員も見られたところである。

今後の年金記録の速やかな回復に向けては、今回取りまとめた対応策を着実に進めるとともに、各職員の反省と「就職先をここと決めたときは、自分が入った職場を周囲から見直されるよう、より良いものへと変えていく為にできることをやっていこうと考えた」という新人の初心が生かせるような組織とすることを目指して、日本年金機構は不斷に努力することが必要である。それとともに、厚生労働省もその努力に対して最大限の支援を行うことも必要である。

◎戦災、風水害等による記録消失・回復等の状況について

(別紙)

	報告元		時期	種類	①災害による被害状況 ②被害データの特定	対策	復旧状況
1	北海道	北海道ブロック本部	昭和20年11月6日	火災	①道庁の火事により保険課が一部焼失。 ②被保険者名簿等の一部が消失、冠水のため判読不能となつた。(具体的には特定できていない)	事業所への訪問、調査票の送付等の調査を行い修復作業を実施。(OBより聴取)	大規模事業所についてはある程度修復できたが、小規模事業所、特に退職者については、分からないうことが多く全ては修復出来なかった。(OBより聴取)
2	北海道	砂川	昭和37年8月4日	風水害	①台風により事務所が浸水。 ②被害データの状況は不明	—	実質的な被害なし(OBより聴取)
3	青森	青森	昭和20年7月頃	戦災	①青森県庁空襲により焼失 ②健保厚年被保険者名簿の一部焼失	事業所に確認をし、回復に努めた。(OBより聴取)	大部分が回復できたが、一部は回復できず(OBより聴取)
4	新潟	新潟西	昭和39年6月16日	地震	①新潟地震による床上浸水、土砂津波の流入等 ②被保険者原票の3分の2が冠水、一部判読不明。	乾燥させた、判読不明なものは書き替えを行った。(資料より)	1か月以内に作業完了した模様(資料より)
5	東京	港	昭和20年5月29日	戦災	①空襲により焼失 ②会計金庫内の書類以外は全焼。	本庁の索引簿を確認及び事業所への照会を行った。(資料より)	復元したとの記録あり。(資料より)
6	東京	江東	昭和20年3月10日	戦災	①空襲により焼失 ②名簿消失(大多数)	昭和60年頃、業務センターより旧台帳マイクロフィルムを取り寄せ作業していた(OBより聴取)	—
7	東京	品川	昭和28年5月22日	火災	①放火により事務所3分の2が焼失 ②記録台帳のうち60万件が焼失	本庁からの予算措置を受け、賞金職員を雇用し復元作業を行った。(OBより聴取)	2ヶ月間の作業で台帳は復元されたが、チェックの不備等により、一部記載漏れ、誤記等があることが後日判明した。(OBより聴取)
8	神奈川	川崎	昭和20年4月15日	戦災	①空襲により焼失 ②記録台帳のうち相当数が焼失した。	事業所から資料を取り寄せ戦災台帳を作成した。(OBより聴取)	取り寄せられた資料が一部にとどまつたため完全には復元できなかつた。(OBより聴取)
9	石川	金沢北	昭和23年11月18日	火災	①保険課が元商品陳列館火災により類焼 ②払出簿、被保険者台帳が焼失。	事業主、被保険者、保険者の協力により復元作業を行う。(資料より)	一部を除き復元。(資料より)
10	愛知	熱田	昭和20年6月9日	戦災	①戦災より焼失 ②文書、資料が残っておらず詳細は不明、おそらく厚年被保険者名簿は焼失。 (現笠寺、半田事務所管轄含む) 旧台帳、年金番号の払出素引票は別の場所(愛知県内)で管理されていたため直接の被害なし。 厚生年金保険被保険者名簿はおそらく焼失している。記録の管理方法は不明。	おそらく昭和21年初頭頃から旧台帳、払出素引票をもとに事業所の協力を得て復元したと思われる。 復旧状況にかかる資料は無い。(OBより聴取)	昭和21年初頭頃の現存事業所の現存被保険者の名簿は復元。(OBより聴取)
11	愛知	熱田	昭和34年9月26日	風水害	①伊勢湾台風による風水害 ②被保険者名簿、年金番号払出し素引票の一部水につかり、記載が滲んで不鮮明になる。	被保険者名簿等を乾かしたと思われる。(OBより聴取)	不鮮明なまま特に復旧はしていない。(OBより聴取)
12	福井	武生	昭和23年頃	地震・豪雨	①地震と豪雨で県庁が浸水 ②年金番号払出簿が浸水 県庁(城址)の倉庫に記録を保管。	再作成した(OBより聴取)	震災後の豪雨により年金番号払出簿に滲みが確認されたため、乾かした上で上からなぞるなどして復元した。(OBより聴取)
13	福岡	中福岡	昭和30年2月20日	火災	①社会保険事務所に隣接する支払基金が焼失 ②延焼危機回避のため、旧台帳を退避の際、滅失	—	旧台帳の特定は不可、紙保険者名簿、払出簿の損害はなし。(OBより聴取)
14	福岡	久留米	昭和28年6月	水害	①昭和28年西日本水害による浸水 ②被保険者名簿のインクが水害により滲む。 喪失年月日、氏名等が判読できないものが実在。	被保険者名簿の滲んだ部分を上からなぞるなどしているものがあるが、復元時期・方法等は不明。喪失処理や算定の際に事業所から聴取の上復元したとも聞いている。(OBより聴取)	—
15	福岡	直方	昭和28年2月2日	火災	①火災により事務所焼失 ②被保険者名簿を焼失、払出簿被害なし(不明部分はある)	現存被保険者→事業所と記録照合 喪失被保険者→事業所(現存)の名簿等から復元作業を行う。 全喪事業所に係る被保険者名簿→払出簿から復元作業を行う。(資料より)	現存被保険者→昭和28年10月算定基礎時までに復元 喪失被保険者→大部分が復元 全喪事業所に係る被保険者名簿→連絡が取れなかつた事業所については復元できず。(資料、OBより聴取)
16	大分	大分	昭和23年2月9日	火災	①大分県庁の火災 ②厚年台帳を焼失(新聞記事より)	事業所の協力を得て再作成(新聞記事より)	復元作業は行った(OBより聴取)
17	大分	大分	昭和34年か35年頃	風水害	①台風により事務所が浸水 ②台帳の種類は不明。県庁の地下2階倉庫で保管していた。	復元作業は行った(OBより聴取)	実質的な被害なし(OBより聴取)
18	鹿児島	川内	昭和44年6月30日	水害	①大雨による川のはんらんで庁舎浸水 ②事務所1階倉庫が水に浸かり国年台帳記済みの検認台紙及び切り替え済みの旧台帳が水に浸かる。 件数等は不明。	水が引いた後に倉庫の清掃を行つた。(OBより聴取)	実質的な被害はないため、特段の復旧作業は行わなかつた。(OBより聴取)



(照会先)
 年金局事業企画課
 (担当・内線) 本間(3653)
 佐々木(3656)
 (代表) 03(5253)1111
 (直通) 03(3595)2793

第15回年金記録回復委員会資料

2010年7月27日
 18:00～
 厚生労働省 9F 省議室

資料1 当面の検討テーマ(PDF:328KB)

資料2-1 年金記録問題への対応状況(全体版)(PDF:4293KB)

【分割版はこちらから】

- ・資料2-1(1) 1. 年金記録問題への対応状況について(表紙～P6)(PDF:711KB)
- ・資料2-1(2) 2. 国民年金の特殊台帳等とコンピュータ記録の突合せの実施状況について および 3. 約2万件の戸別訪問調査の対象者についての記録回復の取組結果について(P7～P16)(PDF:690KB)
- ・資料2-1(3) 4. 不適正な選別訂正処理の可能性がある記録(約6.9万件)の抽出に用いた3条件のうち2条件のみ又は1条件のみに該当する記録のサンプル調査の結果について その1(P17～P26)(PDF:1029KB)
- ・資料2-1(4) 4. 不適正な選別訂正処理の可能性がある記録(約6.9万件)の抽出に用いた3条件のうち2条件のみ又は1条件のみに該当する記録のサンプル調査の結果について その2(P27～P30)(PDF:424KB)
- ・資料2-1(5) 5. 工程表で「今後検討」とされた作業項目の進捗状況 その1(P31～P42)(PDF:929KB)
- ・資料2-1(6) 5. 工程表で「今後検討」とされた作業項目の進捗状況 その2(P43～P55)(PDF:682KB)

資料2-2 年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せについて(PDF:909KB)

注)上記資料は7月27日に公表ましたが、P17の「年金記録問題における死者の取扱いの現状」の記載に一部誤りがございましたので、8月13日に差し替えさせていただきました。ご迷惑をおかけしあわび申し上げます。

なお、訂正箇所につきましてはこちらをご参照ください(赤字の箇所を抹消しました。)(PDF:104KB)

資料3 基礎年金番号の付番状況と当面の対応策(PDF:414KB)

資料4 業務改善工程表(案)(PDF:660KB)

資料5 事務処理誤り総合再発防止策(案)(全体版)(PDF:1233KB)

【分割版はこちらから】

- ・資料5(1) 事務処理総合再発防止策(案) その1(PDF:438KB)
- ・資料5(2) 事務処理総合再発防止策(案) その2(PDF:867KB)

資料6 年金事務所・年金相談センター お客様満足度アンケート(6月21日公表)追加的分析(全体版)(PDF:1156KB)

【分割版はこちらから】

- ・資料6(1) 年金事務所・年金相談センター お客様満足度アンケート(6月21日公表)追加的分析(PDF:436KB)
- ・資料6(2) 年金事務所・年金相談センター お客様満足度アンケート(集計結果:平成22年3月実施)(PDF:747KB)

資料7 年金記録回復基準等に関する電話調査(複面調査)の結果概要(PDF:209KB)

資料8-1 新年金制度に関する検討会の設置について(PDF:107KB)

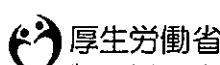
資料8-2 新たな年金制度の基本的考え方について(中間まとめ)の概要(PDF:195KB)

資料8-3 新たな年金制度の基本的考え方について(中間まとめ)(案)(PDF:266KB)

資料8-4 新たな年金制度の基本的考え方について(中間まとめ) 参考資料(案)(PDF:1031KB)

資料9 「長妻大臣と語る『みんなの年金』意見交換会」について(PDF:198KB)

資料10 「記録問題への対応策」の検討状況(PDF:238KB)



項目	「記録問題と対応策」の記載 内容	実施時期	対応方針	対応スケジュール
(3)	<p>3号被保険者の記録が、厚年加入・扶養削除などで不正確となっている、ないしは配偶者の記録と合わないケースへの対応策</p> <p>本来、第1号被保険者に種別変更すべき期間において第3号被保険者のままになっている場合の取扱いは、次の方向で検討する。併せて、同様の状況が今後生じないよう、届出勧奨や種別変更の処理を徹底する。</p> <p>1) 受給者 既に裁定が行われていることから、現状のままとする。</p> <p>2) 被保険者 ・ 将来に向けては、速やかに第1号被保険者に種別変更し、保険料の納付を求める。 ・ 過去の期間については、保険料の時効が到来していない過去2年間を除き、現状のままとする。</p>	(記載なし) (記載なし)	<p>受給者・被保険者それぞれの具体的な取り扱いについては、通知の発出に向け検討中。</p> <p>今後は、年金機構において、第3号被保険者期間を有している被保険者の中、配偶者のデータとの突き合わせなどにより本来第3号から第1号又は第2号被保険者に種別変更すべき期間を有する者を毎年定期的に洗い出し、「お知らせ」を送るなどして届出の勧奨を行うこととする。</p> <p>このため、 ①現在、第3号被保険者期間を有する被保険者の中から、種別変更をすべき該当者を洗い出すためのシステム開発に向け調整中（機構） ②また、システムで該当者を洗い出すためには健保組合の被扶養配偶者情報を定期的に把握することが必要であるため、健保連と調整中（年金局）（協会けんぽ、共済組合については既に情報提供の仕組みあり）</p> <p>上記システムにより、初回の洗い出しで該当した被保険者については、過去2年より以前の3号被保険者期間の記録を現状のままとし、保険料の時効が到来していない過去2年間にについては、保険料の納付をお願いする（納付がない場合「未納期間」となる）旨を個別にわかりやすくお知らせすることとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・システム開発については、22年度から実施 ・必要な予算上の対応を含め調整中 <p>システム開発後に個別のお知らせを実施できるよう検討中</p>
(4)	<p>戦災や災害等による記録消失への、記録回復の手続きの明確化</p> <p>・ 戦災、風水害など災害等による記録消失についての、全国の時期別・場所別の被害状況と回復状況について調査の結果、判明したところは別紙のとおり。</p> <p>・ また、旧社会保険庁年金保険部業務第2課の事務処理要領によれば、昭和40年代には、災害等で記録が滅失した場合の被保険者期間の認定の取扱いが定められていることから、上記調査結果を踏まえつつ、この基準について改めて検討の上、3ヶ月程度を目途に記録回復手続きの明確化を図る。</p>	3ヶ月程度	調査結果を踏まえつつ、当時の厚生年金「事務処理要領」について、わかり易い形でのマニュアル化を図る。	厚生年金、国民年金の記録回復基準案（草案）を策定し機構内で検証中
(5)	<p>「被保険者ゼロ」の事業所の被保険者救済と、そのためのサンプル調査</p> <p>1) 被保険者ゼロ事業所の状況を把握するため、サンプル調査を実施し、現存稼働事業所の可能性のある事業所を選定するための方法を検討する。</p> <p>2) なお、現存稼働事業所の可能性のある事業所が確認できた場合には、事業所調査を実施する。稼働が確認された場合は、適切に是正を行う。</p>	(記載なし) (記載なし)	<p>効果的な実施方法を探るため6月よりサンプル調査を実施。具体的には、年金事務所において保険料告知額一覧表に示している被保険者ゼロ事業所の中から3%にあたる事業所を無作為に抽出し、対象事業所の「総合調査」を実施する。</p> <p>サンプル調査の結果を分析し、調査対象の絞り込みの方法、被保険者がいない場合の認定全般の基準を定め、計画的に被保険者ゼロ事業所の調査を進める。</p> <p>上記調査で現存事業所の可能性のある事業所が確認できた場合には、直ちに事業所調査を実施し、必要な是正措置を講ずる。</p>	<p>サンプル調査：平成22年6月8日 指示・依頼 本実施：8月開始予定</p> <p>確認次第直ちに是正</p>



(照会先)
年金局事業企画課
(担当・内線) 本間(3653)
佐々木(3658)
(代表) 03(5253)1111
(直通) 03(3595)2806

第19回年金記録回復委員会資料

2010年12月14日
18:00～
厚生労働省 9F 省議室

資料1-1 年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せについて(PDF:623KB)

資料1-1参考 年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せについて(参考資料)(PDF:1,741KB)

資料1-2 年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せ業務実施要領(改正案)(PDF:406KB)

資料2 年金記録問題への対応状況について(PDF:330KB)

資料3 年金事務所に対する記録回復基準関係での電話調査(2回目)の結果(PDF:190KB)

資料3参考 年金事務所段階における記録回復の状況について(PDF:363KB)

資料4-1 「3号期間として管理されている不整合期間」の取り扱いについて(PDF:345KB)
※上記は廃止しました。

資料4-2 第3号被保険者期間として記録管理されていた期間が実際には第1号被保険者期間であったことが事後的に判明した場合の取扱いについて(案)(PDF:137KB)
※上記は廃止しました。

資料5 遅延加算金請求勧奨ダイレクトメールについて(PDF:80KB)



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

平成22年12月14日
年金局事業管理課

「3号期間として管理されている不整合期間」 の取り扱いについて

平成21年12月に実施された旧社会保険庁職員アンケートにより、実際には1号被保険者にもかかわらず、3号被保険者として管理されている記録（以下「不整合記録」という。）が存在しているという事案が判明。

〈ケース1〉

2号被保険者が1号へ種別変更したにもかかわらず、その配偶者である3号被保険者の1号への種別変更が行われていない。

【本来の姿】

(転職)

夫	サラリーマン（2号）	自営業者（1号）
---	------------	----------

〈ケース2〉

3号被保険者が扶養から外れているにもかかわらず、1号への種別変更が行われていない。

【本来の姿】

夫	サラリーマン（2号）
---	------------

(種別変更の届出) ←届出義務がある

妻	サラリーマンの被扶養配偶者（3号）	パートで働き年間130万円以上の収入（1号）
---	-------------------	------------------------

【問題の事例】

(届出なし) ←届出忘れ?

妻	サラリーマンの被扶養配偶者（3号）
---	-------------------

【問題の事例】

(届出なし) ←届出忘れ?

妻	サラリーマンの被扶養配偶者（3号）
---	-------------------

不整合記録への対応策について

平成22年3月29日に開催された年金記録回復委員会において、不整合記録についての対応策が取りまとめられた。

職員アンケートからの記録問題への対応策（未定稿）

～抜粋～

(3) 3号被保険者の記録が、厚年加入・扶養削除などで不正確となっている、ないしは配偶者の記録と合わないケースへの対応策

A. 現況

2号被保険者（例：夫）が転職により第1号被保険者になった場合など、その配偶者で第3号被保険者であった者（例：妻）が第2号被保険者の被扶養者でなくなった場合は、第3号被保険者（例：妻）も第1号被保険者になるための届出をし、保険料を納付することが必要である。しかし、この届出がなされず、第3号被保険者のままになっている場合がある。

B. その背景

被扶養者でなくなった配偶者に対する種別変更の届出勧奨や種別変更の処理が徹底されていなかった。

C. 対応策

本来、第1号被保険者に種別変更すべき期間において第3号被保険者のままになっている場合の取扱いは、次の方向で検討する。併せて、同様の状況が今後生じないよう、届出勧奨や種別変更の処理を徹底する。

1) 受給者

既に裁定が行われていることから、現状のままとする。

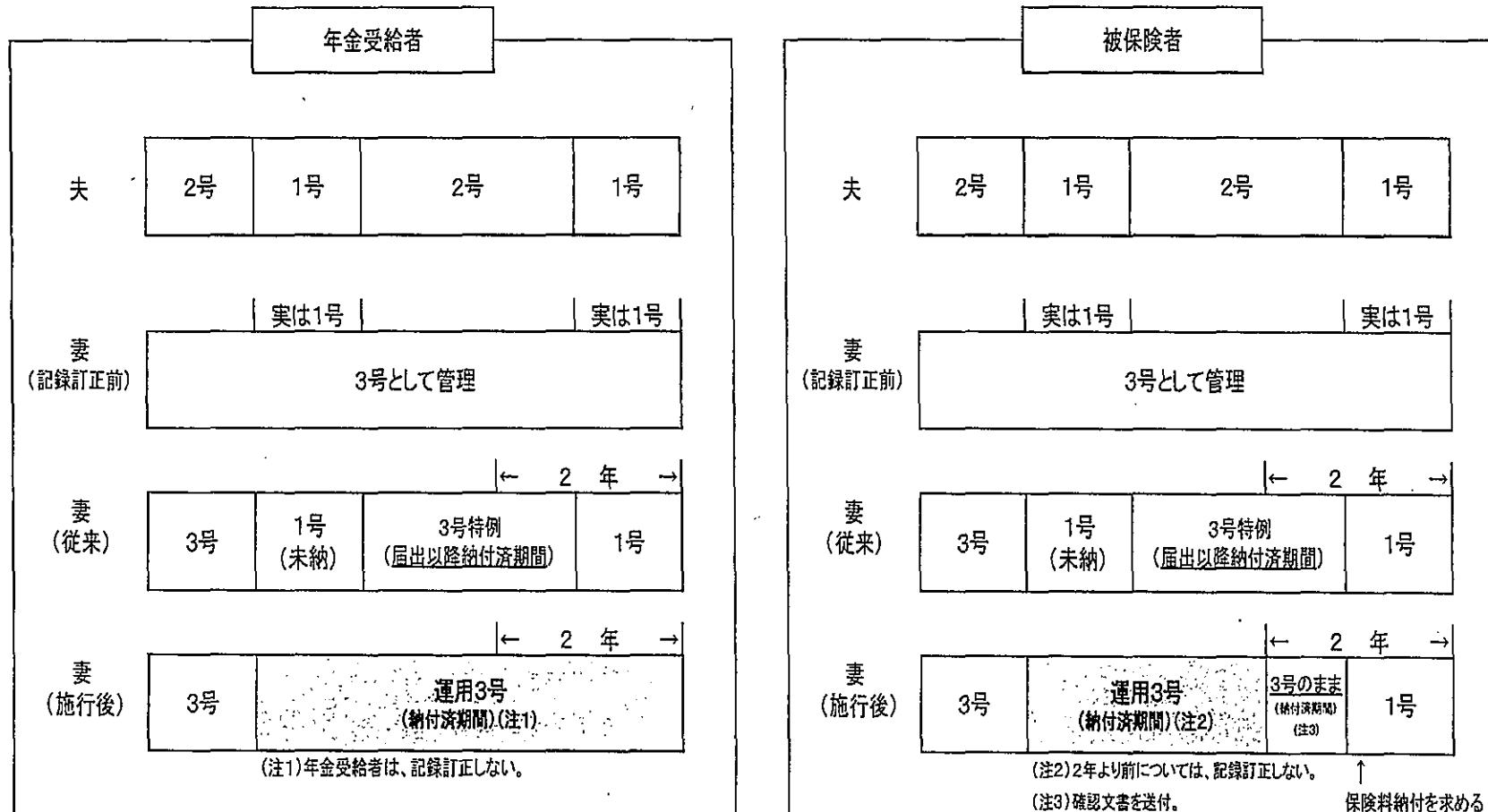
2) 被保険者

将来に向けては、速やかに第1号被保険者に種別変更し、保険料の納付を求める。

過去の期間については、保険料の時効が到来していない過去2年間を除き、現状のままとする。

運用による3号について

年金記録回復委員会において、取りまとめられた対応策に基づき、運用により3号を適用した期間を「運用3号」期間とし、納付済期間として取り扱うこととする。



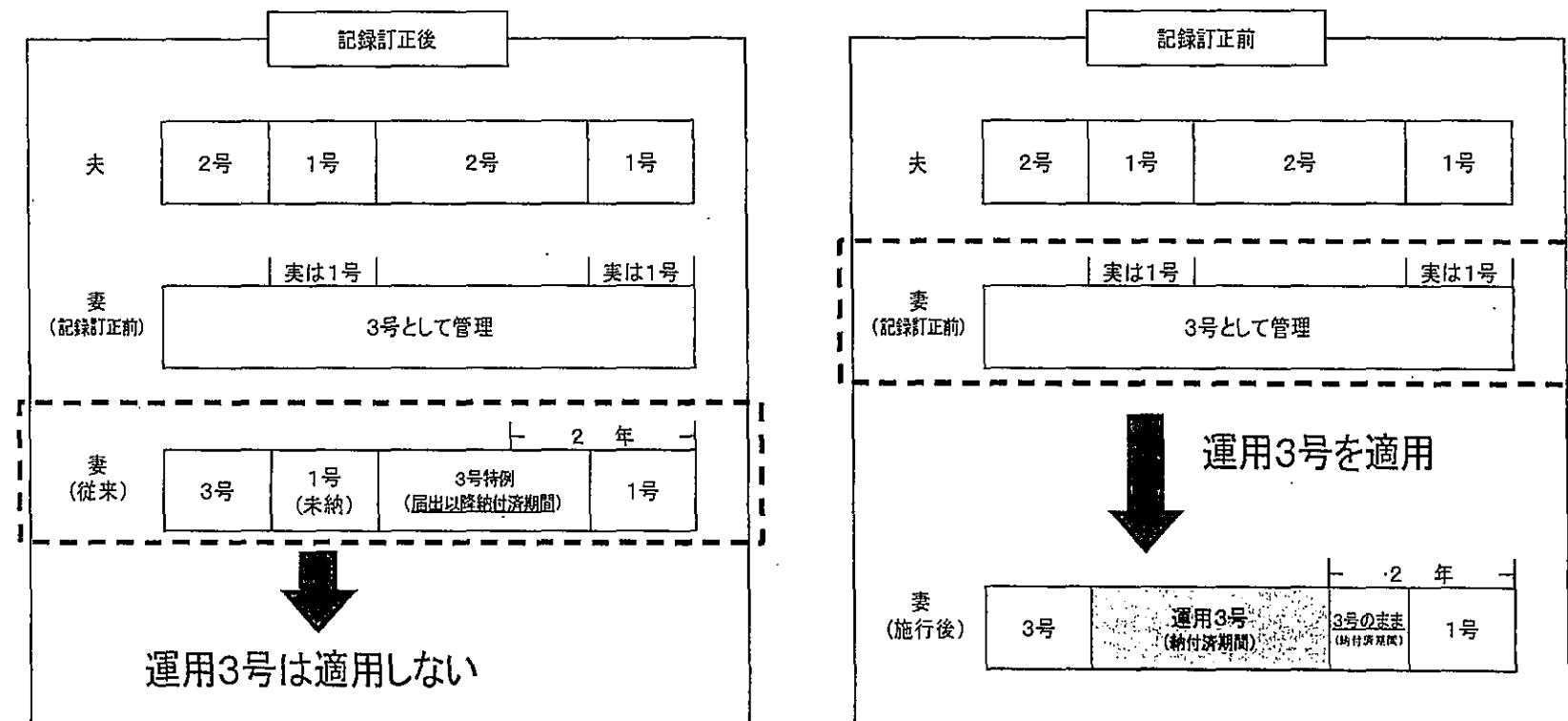
運用3号の適用について

運用3号に係る取扱いについては、年金局から日本年金機構に対し通知する予定としており、通知が行われた後（施行後）に不整合記録が判明した場合に適用することとする。

したがって、通知前（施行前）に既に記録が正しく訂正されている場合は適用しない。

→ 記録訂正は本人確認のうえで、訂正された正当な取扱いであり、正当な記録に訂正された期間を3号期間に戻すこととはしない。

→ 下記図 [] の状況により、適用するか否かが決定される。



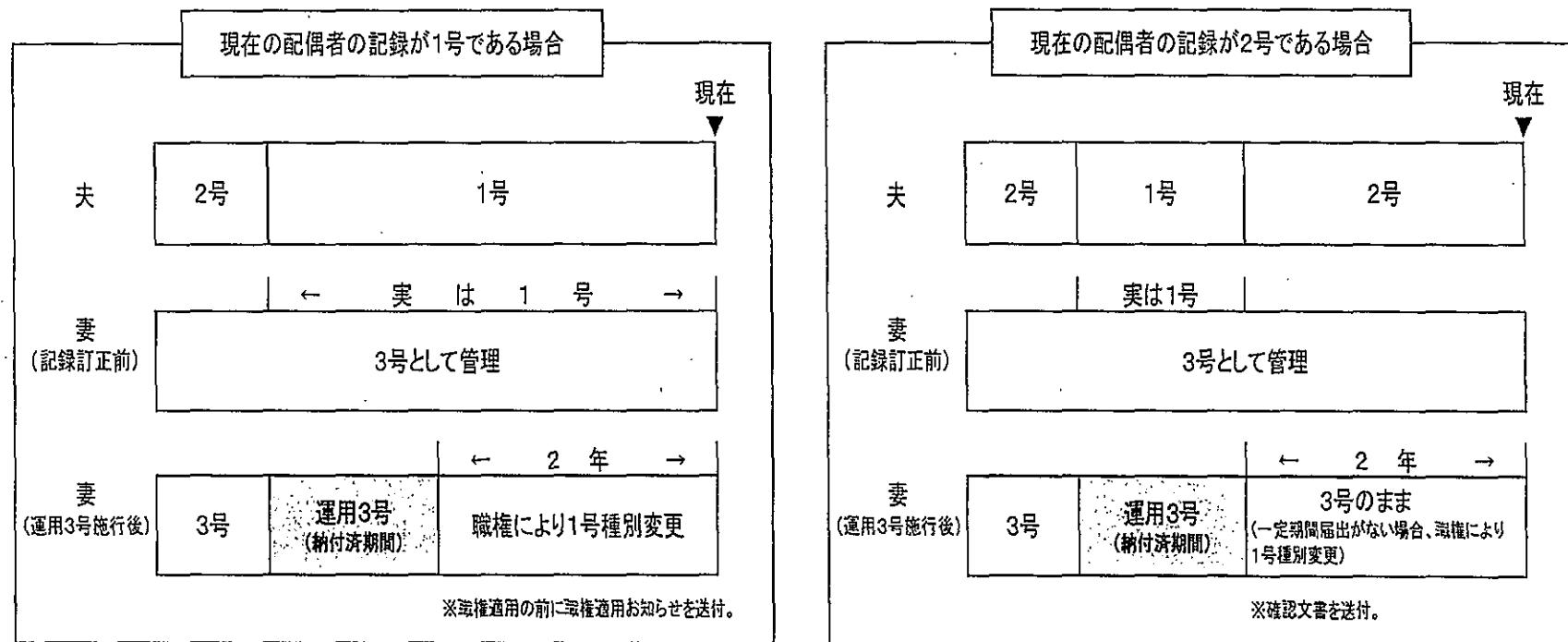
直近2年間の対応について

現在の配偶者（例：夫）の記録が1号である場合

→ 本人（例：妻）あて、職権適用のお知らせを送付した後、職権により1号へ記録訂正し、納付書を発行する。

現在の配偶者（例：夫）の記録が2号である場合

→ 本人（例：妻）あて、3号のままで正しいのか確認文書を送付（2回）し、一定期間、届出がない場合は、職権により1号へ記録訂正し、納付書を発行する。



運用3号の効力について

運用3号の取扱いに係る通知（年金局→機構）の効力を有する期間（範囲）については、以下のとおりとする。

効力を発する日（始点）	施行日（平成23年1月1日）
有効期間	昭和61年4月～
将来の取扱い	運用3号期間として確認した期間については、将来にわたって第3号被保険者期間として記録管理し、年金の裁定に結びつけていくように取り扱う。 なお、今後はこのような不整合記録が生じないようするための措置を段階的に講じていき、その結果を踏まえながら運用3号の取扱いの見直しを行う。

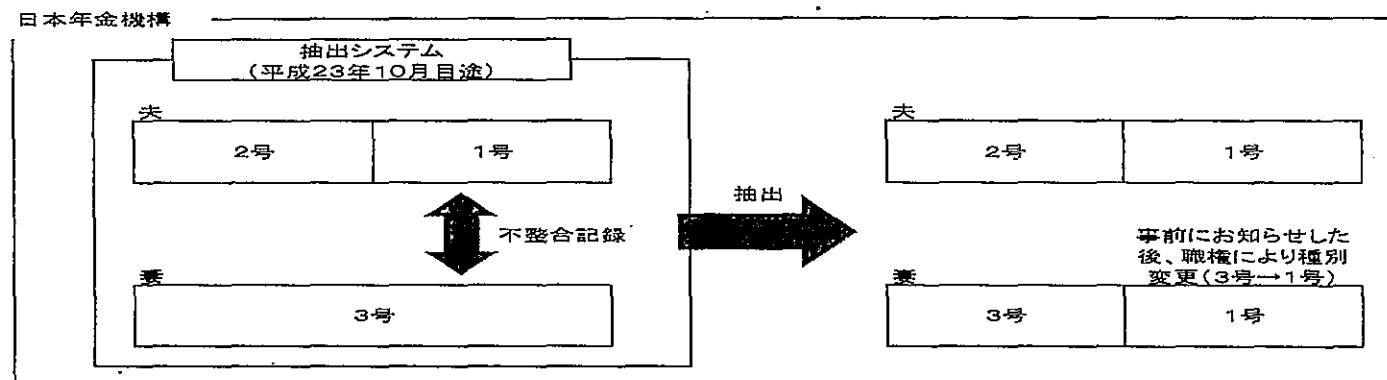
※ 上記有効期間において、不整合記録が判明した場合は、運用3号を適用する。
(記録訂正されていないことが条件)

事務スキームについて part1

不整合記録を解消するために、以下の取り組みを実施していく。

①配偶者（例：夫）が1号、本人（例：妻）が3号のケースへの対応

→ 不整合対象者を抽出するためのシステム（以下「抽出システム」という。）を構築し、これにより抽出された不整合記録を職権により種別変更（3号→1号）する。



②配偶者（例：夫）が2号、本人（例：妻）が3号（実際は生計維持されていない）のケースへの対応

→ 協会けんぽ及び共済組合については、被扶養者情報を活用した種別変更の勧奨及び職権適用を実施しており、今後も継続していく。併せて、健康保険組合についても、同様の対応を実施できるよう、引き続き調整を進める。

事務スキームについて part2

以下の段階を踏んで不整合記録を解消していく。

①配偶者（例：夫）が1号、本人（例：妻）が3号のケースへの対応

〈第1段階〉（取扱通知発出日）

→ 年金相談等で、不整合対象者であることが判明した場合は、直近2年間を除いて運用3号を適用し、その旨、事蹟管理システムにおいて管理する。

〈第2段階〉（平成23年10月から実施予定）

→ 抽出システムにより不整合対象者を抽出した後、職権で種別変更する旨のお知らせを事前に送付し、その後、直近2年間について、3号から1号へ種別変更する。
→ これに伴い、直近2年より前の期間は運用3号を適用することとなり、その旨事蹟管理システムにおいて管理する。

②配偶者（例：夫）が2号、本人（例：妻）が3号（実際は生計維持されていない）のケースへの対応

〈第3段階〉

→ 健康保険組合より被扶養者の情報提供を受け、種別変更（3号→1号）の勧奨状を送付する。
→ 併せて、この時点における不整合対象者を、再度、抽出システムにより抽出し、職権で種別変更する。



〈第3段階〉まで行った上で、一定期間後に今回の措置の効果を検証し、措置の継続の必要性等について検討する。

22.12.14

年金局 → 機構

(案1)

年管企発	第 号
年管管発	第 号
平成22年	月 日

日本年金機構

事業企画部門担当理事 殿

事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業企画課長

厚生労働省年金局事業管理課長

第3号被保険者期間として記録管理されていた期間が実際には第1号被保険者期間であったことが事後的に判明した場合の取扱いについて

標記については、本年3月29日に開催された年金記録回復委員会において「職員アンケートからの記録問題への対応策」の「(3) 3号被保険者の記録が、厚年加入・扶養削除などで不明確となっている、ないしは配偶者の記録と合わないケースへの対応策」として下記の取扱いが取りまとめられたところであるが、これは、第3号被保険者期間としての年金記録を実際には第1号被保険者であった期間も含め、真正な記録と認めて行政としての決定等を行ってきたことから、行政の決定等に対する国民の信頼を一定の範囲において保護する必要があるという観点からの取扱いである。

については、下記の取扱いを平成23年1月1日より実施することとされたい。ただし、同日までに本人が当該期間の年金記録を確認し、既に記録の訂正がなされているものについては、対象とならないことに留意願いたい。

また、被保険者及び被保険者であった者に係る取扱いについては、第3号被保険者とその配偶者の記録の突き合わせを行い、該当者を把握していく必要があるので、所要の準備を進められたい。併せて、第1号被保険者への種別変更が適切に行われていない場合における届出勧奨及び種別変更の処理について、今後遺漏なく行われるよう、一層の徹底を図られたい。

記

第3号被保険者期間として記録管理されていた期間が、実際には第1号被保険者期間であつたことが事後的に判明した場合の取扱いは次のとおりとする。

1 受給権者

既に裁定が行われていることから、現状を変更しないものとすること。

2 被保険者及び被保険者であった者

- (1) 将来に向けては、速やかに第1号被保険者に種別変更し、保険料の納付を求めること。
- (2) 過去の期間については、保険料の時効が到来していない過去2年間を除き、現状を変更しないものとすること。保険料の時効が到来していない過去2年間の期間については、遡って第1号被保険者に種別変更するよう認定し、変更した期間に係る保険料の納付を求めるこ。



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

(照会先)
年金局事業企画課
(担当・内線) 本間(3653)
佐々木(3658)
(代表) 03(5253)1111
(直通) 03(3595)2806

第20回年金記録回復委員会資料

2011年1月31日 18:00～
厚生労働省 19F 専用第22会議室

資料1-1 「運用3号」に関する研修、諸準備について(PDF:81KB)
※上記は廃止しました。(平成23年3月8日 廃止)

資料1-1別紙1 「運用3号」に関する経緯等について(PDF:201KB)
※上記は廃止しました。(平成23年3月8日 廃止)

資料1-1別紙2 「運用3号」職員向け「Q & A」集(第2版)(PDF:310KB)
※上記は廃止しました。(平成23年3月8日 廃止)

資料1-2 新たな「不整合記録」の発生要因と対策の方向性(PDF:83KB)

資料2 年金記録の不備により任意加入ができなかった脱退手当金受給者への対応について(PDF:167KB)

資料3 年金記録問題への対応状況について(PDF:260KB)

資料4-1 年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せについて(PDF:867KB)

資料4-2 年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せ業務実施要領(改正案)(PDF:233KB)

資料5 住民基本台帳ネットワークシステムを活用した住所変更届等の届出手続の簡素化について(PDF:247KB)



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

平成23年1月31日

厚生労働省年金局事業管理課・日本年金機構

「運用3号」に関する研修、諸準備について

1. 研修による周知徹底

(1) 既に実施したもの

○平成22年11月12日 …… 準備段階での事務説明会（ブロック本部、各県代表年金事務所等）

(2) 今後実施するもの

○平成23年1月～3月頃 … 全ての年金事務所、都道府県事務センター、コールセンター（民間委託）、街角の年金相談センター（社労士会委託）、各都道府県社会保険労務士会を対象に、徹底した説明会・研修会を実施する。その際に出された質問については、集約して回答を全国にフィードバックする。

○研修の実施状況は、節目節目で年金記録回復委員会に報告する。なお、この実施効果につき、回復委の委員による「覆面調査」をお願いすることも予定。

(当面の研修)

・機構職員への事務説明会（障害年金加算改善法に関する説明と合同で実施）

1. 日 時 平成23年1月27日(木) 13:00～17:05

2. 場 所 日本年金機構 南関東ブロック本部3F「大会議室」

3. 対象者 ブロック本部（相談・給付支援G、国民年金支援Gの担当者各1名）、都道府県事務センター（担当者1名）、県一年金事務所（担当者1名）
・「街角の年金相談センター」センター長会議
1. 日 時 平成23年2月1日(火) 12:30～(17:00)
2. 場 所 東京ステーションコンファレンス 503C・D
(千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー5F)
3. 対象者 街角の年金相談センター長
※都道府県社会保険労務士会（各1名）も参加。

(3) 研修用の資料

今後の研修会などでの質疑に応じて、実務検討会での議論も経て、改訂版を順次作成の予定。

- <別紙1> … 「運用3号」研修資料（「運用3号」に関する経緯等について）
- <別紙2> … 「運用3号」研修資料（「運用3号」職員向けQ&A集（第2版））

2. 受付・処理状況のフォローアップ

(1) 平成23年1月7日現在の受付状況 … 770件 (H22.12.15～H23.1.7受付分)

(2) 機構本部への報告

「運用3号」の対象となる方々の窓口での応対状況の実態把握・集計のため、当分の間、各年金事務所か

ら機構本部に週次で報告することとする(困難事案については、本部主導で解決策を提示する)。その状況は、2ヶ月ごとに年金記録回復委員会に報告する。

3. その他

今秋に予定している「不整合記録のシステムによる一斉抽出」の手順及びそれに向けた段取りについては、節目ごとに年金記録回復委員会に報告する。

「運用3号」に関する経緯等について

1. 「第3号被保険者制度」の概要と「不整合記録」の発生

(1) 第3号被保険者制度の概要(国年法7条3号)

- ①いわゆるサラリーマンとして第2号被保険者(例:夫)となっている人に扶養される配偶者(例:妻)
→ 第3号被保険者(昭和61年4月施行)
- ②第3号被保険者期間は、保険料納付済期間となり将来の年金額に反映。
→ 年金給付の財源は、各年金制度(拠出金すなわち保険料)や国庫(税)が負担。
- ③第3号被保険者(例:妻)になるための届出は、第2号被保険者(例:夫)の会社等を経由。(平成14年4月~)

(2) 第3号被保険者でなくなる場合

- ①配偶者である第2号被保険者(例:夫)が被用者年金制度の資格を喪失して第1号被保険者となる場合は、第3号被保険者(例:妻)も第1号被保険者となる。
- ②第3号被保険者(例:妻)の収入が年収130万円以上に増加したことによって扶養から外れた場合も第1号被保険者となる。
- ③配偶者である第2号被保険者(例:夫)が死亡した場合は、第3号被保険者(例:妻)は第1号被保険者となる。
- ④配偶者である第2号被保険者(例:夫)と離婚した場合は、第3号被保険者(例:妻)は第1号被保険者となる。
- ⑤第3号被保険者(例:妻)が被用者年金制度の資格を取得した場合は、第2号被保険者となる。
- ⑥その他の資格喪失事由(第3号被保険者が死亡、60歳到達等)

(3) 「不整合記録」の発生

- 上記(2)の①～④に該当した場合に第1号被保険者となるための手続きは、第3号被保険者（例：妻）本人が、市（区）役所又は町村役場で行うこととされている。この手続について一定の周知は行ってきたものの、実態としては、**第1号被保険者**となるための手続が行われず、不整合な記録となっているケースが数十万人、場合によっては百万人以上にのぼる可能性がある。

＜概数＞

- 第3号被保険者数（平成21年度末） … 約1,021万人
- 第3号被保険者への種別変更（3号→1号）の件数（平成17～21年度） … 約369万件
- 第3号被保険者への届出勧奨（3号→1号）の件数（平成17～21年度） … 約98万件

（注）1. 「届出勧奨」は、3号の要件に該当しなくなったのに3号のままの人への1号への種別変更の勧奨。
2. 制度発足（昭和61年4月）から平成16年度までの種別変更及び届出勧奨の件数は不明。

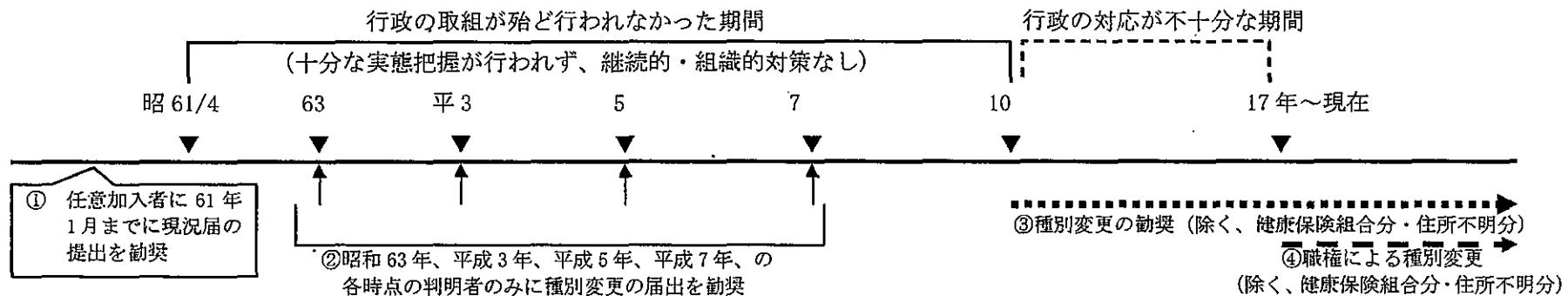
【不整合記録の典型事例】

- 〈ケース1〉 夫が第1号被保険者となっているにもかかわらず、妻が第3号被保険者のままとなっている
〈ケース2〉 妻の収入が増加して健康保険の扶養から外れているにもかかわらず、妻が第3号被保険者のまとくなっている。

<p>〔本末の妻〕</p> <p>〔本末の夫〕</p> <p>〔問診の事例〕</p>	<p>〔ケース1〕 2号被保険者が1号へ種別変更したにもかかわらず、その配偶者である3号被保険者の1号への種別変更が行われていない。</p> <table border="1"><tr><td>夫</td><td>サラリーマン（2号）</td><td>自営業者（1号）</td></tr></table> <p>〔種別変更の届出〕一届出義務がある</p> <table border="1"><tr><td>妻</td><td>サラリーマンの被扶養配偶者（3号）</td><td>自営業者（1号）</td></tr></table> <p>〔問診の事例〕</p> <p>〔届出なし〕一届出され？</p> <table border="1"><tr><td>妻</td><td>サラリーマンの被扶養配偶者（3号）</td></tr></table>	夫	サラリーマン（2号）	自営業者（1号）	妻	サラリーマンの被扶養配偶者（3号）	自営業者（1号）	妻	サラリーマンの被扶養配偶者（3号）	<p>〔ケース2〕 3号被保険者が扶養から外れているにもかかわらず、1号への種別変更が行われていない。</p> <table border="1"><tr><td>夫</td><td>サラリーマン（2号）</td></tr></table> <p>〔種別変更の届出〕一届出義務がある</p> <table border="1"><tr><td>妻</td><td>サラリーマンの被扶養配偶者（3号）</td><td>パートで働き年間130万円以上の収入（1号）</td></tr></table> <p>〔問診の事例〕</p> <p>〔届出なし〕一届出され？</p> <table border="1"><tr><td>妻</td><td>サラリーマンの被扶養配偶者（3号）</td></tr></table>	夫	サラリーマン（2号）	妻	サラリーマンの被扶養配偶者（3号）	パートで働き年間130万円以上の収入（1号）	妻	サラリーマンの被扶養配偶者（3号）
夫	サラリーマン（2号）	自営業者（1号）															
妻	サラリーマンの被扶養配偶者（3号）	自営業者（1号）															
妻	サラリーマンの被扶養配偶者（3号）																
夫	サラリーマン（2号）																
妻	サラリーマンの被扶養配偶者（3号）	パートで働き年間130万円以上の収入（1号）															
妻	サラリーマンの被扶養配偶者（3号）																

2. 発生した「不整合記録」を是正するための取組

(1) 従来の取組



- ①制度創設時（昭和61年4月）の準備段階（昭和60年10月～61年1月）… 旧国民年金法の任意加入者に対し、昭和61年1月末までに現況届を提出するよう勧奨し、第3号被保険者とした。
- ②昭和63年、平成3年、平成5年、平成7年、の各時点で、該当者に種別変更の届出を勧奨。
- ③平成10年4月～現在 … 種別変更の未届者が判明した場合は、その都度勧奨。
 - ア) 3号の配偶者である2号被保険者との退職などによる資格喪失情報に基づく、種別変更の勧奨。
 - イ) 協会けんぽ・共済組合からの、3号自身の被扶養配偶者としての削除情報に基づく、種別変更の勧奨。
- ④平成17年～現在 … 上記のア・イともに、勧奨後も未届の場合は、職権による種別変更を実施。
(*)ただし、この被扶養者の削除情報について、健康保険組合からは、現在も入手できる状態になっていない。
(*)住所が不明である人については、勧奨も職権による種別変更も行えていない。

(2) 今後の取組

- ①現在、「不整合記録の抽出システム」を開発中であり、平成23年秋から該当者を一斉に抽出し、事前のお知らせを行った上で、3号→1号に職権による種別変更を行い、保険料の納付を求める。
- ②健康保険組合から被扶養者の削除情報を入手できるよう調整し、届出勧奨及び職権による種別変更を行う。
- ③被保険者について、基礎年金番号と住民票コードの紐付けを進め、正確な住所を把握できるようにする。

3. 今後の取組によって生じる影響

従来どおりの対応方針の下で上記のような取組を進めた場合、次のような事態が想定される。

- 「不整合記録」が発見された者については、当該第3号被保険者としての記録を第1号被保険者としての記録に訂正する。これにより、当該「不整合期間」は、第1号被保険者としての未納期間になる。
- 受給権者については、第1号被保険者としての未納期間になった分だけ減額再裁定を行い、過払いとなった年金については返還を求めることがある。
- 被保険者については、保険料の時効が到来していない直近の2年分については納付を求める。2年以上経過した期間については、第1号被保険者としての未納期間のままとなり、将来の年金給付に反映されなくなる。
- その結果、給付の減額、過払金の返還、年金額の見込み違い等が本年秋に数十万件、場合によっては百万件以上一気に発生し、場合によっては、受給資格期間（原則25年）に足りない等により無年金となる者も出てくる可能性がある。
 - 非常に多くの受給権者、被保険者が予期せぬ形で老後生活の安定、将来の生活設計を損なわれる。
- 年金事務所等に苦情等が一気に寄せられ、大量のトラブルの発生による混乱は不可避。
 - 受給権者：「裁定の時に確認したのに、なぜ今頃になって突然年金を減らされるのか。」
 - 被保険者：「納付書を一度も送られていないのに、なぜ2年以上前の期間が未納となるのか。」「特別便や定期便に書かれていることと違うではないか。」
- 法改正をもって対応しようとしても、第3号被保険者制度の在り方そのものが議論の対象となることが想定され、改正内容の調整や実現には多くの時間を要し、その間にも、現在の不整合な状態への対応が遅れる。

4. 混乱を回避しながら将来に向けた是正を徹底するための現実的な対応策としての「運用3号」の概要

(1) 「運用3号」の仕組みの概要（不整合記録を有する者への対応）

- ①受給権者は、既に年金が裁定されていることから、現状を変更しない。
- ②被保険者は、将来に向けて第1号被保険者に種別変更し、保険料の時効が到来していない過去2年間を除き、現状を変更しない。

(2) 現行法との関連での位置付け

○「運用3号」は、「現状の年金記録を変更せずに尊重する」という手法であり、現行法に基づく第3号被保険者制度の枠内で運用実施。通知によって新たな被保険者区分を創設したり、「運用3号」というような新たな年金記録に変更するものではない。

○現行法を運用していく上で、国民の生活実態と年金記録が完全に一致していることが本来の姿であるが、実務上は限界があり、現実の問題として、国民の生活実態と整合しない年金記録が多数存在する。そのような場合に、両者を完全に一致させるべく徹底的に整合性を追求することも一つの対処方法であるが、他方、そのような不整合が生じたことについて行政側の責任がある場合には、あえて国民に大きな負担を強いることなく、これまでの届出の結果を尊重し、整合性の追求を一定範囲にとどめることも一つの対処方法である。これは年金制度を運用していく上での裁量の範囲で許されるものであり、通知により今回の対応を行うこととしたもの。

(3) この仕組みについてのとらえ方

- ①法令の規定通りの届出をした人からみると、公平性の面でのご批判がある。
- ②しかしながら、従来通りの対応方針とした場合、多数の無年金者や低年金者を発生させることになり、その方々の老後生活の安定を損なわせるのは、もっと大きな問題。
- ③また、そのような事態をさけるために不整合記録の問題への取組を先送りすることも不適当。
→「運用3号」が最も現実的な対応策

(4) 「3号特例届」、年金確保支援法案（「10年後納」を可能とする法案）、カラ期間（若しくは免除期間）との関連

- ①「3号特例届は効力が遡らず障害給付等の納付要件に含まれないが「運用3号」は納付要件に含むのはおかしいのではないか。」
→「3号特例届」は、届出によってある時点で「1号から3号に変えた」ことの効力が過去に遡らない。
→「運用3号」は、「3号である」という年金記録を過去も未来も動かさず継続するもの。
- ②「年金確保支援法案が成立したら「運用3号」の対象とする期間を10年以上経過した期間に限定すべきではないか。」
→ 先の臨時国会において3年の时限措置として修正（継続審議）
→ 不整合記録判明のタイミングによって、2年以上前の期間が「運用3号」の対象になる人と10年以上前の期間だけが「運用3号」の対象になる人に分かれ、別の不公平感が発生する。

③「3号期間ではなく、カラ期間や免除期間とすべきではないか。」

→ カラ期間（60年改正法附則第8条）や免除期間（国民年金法第90条）は、法律上その要件が明確に定められている。
(法令の根拠なしに第3号被保険者期間から積極的に変更することは困難)

(5) 不整合記録の是正の取組と「運用3号」の実施期限

①第1段階：本年1月～裁定請求、相談等を受け付けた方について対応。

②第2段階：今秋、不整合記録を有している人を一斉に抽出し、記録を是正。

③第3段階：従来の取組に加え、健康保険組合から被扶養者削除の情報提供を受け、届出勧奨及び職権適用を徹底。併せて、住民票コードとの紐付けも推進。

※不整合記録の発生を抑制するための方策については、実施可能なものから逐次実施を検討。

④第3段階まで実施してから一定期間経過後に、新たな不整合記録が発生していないか検証した上で、「運用3号」の取扱いを継続する必要があるかどうか判断。

「運用3号」
職員向け「Q&A」集
(第2版)

平成23年1月27日

厚生労働省年金局事業管理課
日本年金機構国民年金部

[目 次]

- (Q1) 「運用3号」を行う理由や経緯について、現状を放置すればどうなるのか…など分かりやすく説明して欲しい。…………… 1頁
- (Q2) そもそも第3号被保険者期間の不整合記録はどうして発生したのか。その理由を明らかにして欲しい。…………… 4頁
- (Q3) このような不公平な措置を通知ひとつで、実施するのは納得がいかない。法律改正をしてから実施すべきではないか。…………… 6頁
- (Q4) 本来、第3号被保険者でなくなったら届出を行うこととなっており、その届出を行わなかった本人の責任ではないか。…………… 7頁
(更問) このような措置は、モラルハザードを招くのではないか。…………… 8頁
- (Q5) 今回の措置は、適用日（平成23年1月1日）前に記録訂正された者も対象とすべきではないか。そうしないと不公平ではないか。…………… 10頁
(更問) 「運用3号」によって3号期間と認められ、保険料を払わずに年金をもらう人がいるのだから、私の1号未納期間を3号期間に戻して年金を増額することを認めてくれないのであれば、年金はそのままでいいから、1号納付済期間に私が払った保険料を返してほしい。…………… 11頁
- (Q6) 今回の措置は、きちんと届出を行い保険料を納付してきた者とのバランスを欠くのではないか。せいぜい、保険料免除期間や合算対象期間と見做すという取扱いに留めるのではないか。…………… 12頁
(更問) 「運用3号」の適用は受給者だけにして、被保険者については、従来通り、過去2年間について保険料を求め、2年以上経過した期間については1号未納期間とできないのか。…………… 13頁
- (Q7) 年金確保支援法案が成立すると、過去10年遡って保険料を後納することができるようになる。「運用3号」も過去10年まで遡って1号未納期間に変更し、10年以上経過した期間のみ第3号被保険者とすべきでは

ないか。 14頁

(Q8) 「運用3号」を実施せず、不整合記録部分につき10年に限らず過去
何年でも保険料を遡及して支払えるようにすればよいのではないか。 16頁

(Q9) 妻を「運用3号」として救済するのであれば夫の1号未納（2号から
1号になった者）も救済すべきではないか。 17頁

(Q10) 「運用3号」の年金給付の財源はどこから出るのか。きちんと届出を
せずに「保険料のがれ」をした者に対する年金給付の財源まで負担するの
は納得がいかない。 18頁

(Q11) 私は運用3号の対象になりたくない。自分が届出を忘れていたので
あれば仕方ないので、過去2年分の保険料は支払うし、それ以前の期間は
未納期間にしてもらって構わない。そのようにしてもらうことはできない
のか。 20頁

(Q12) 「運用3号」はいつまで実施し続けるのか。 21頁

(Q1) 「運用3号」を行う理由や経緯について、現状を放置すればどうなるのか…など分かりやすく説明して欲しい。

(答)

1. いわゆるサラリーマンとして第2号被保険者となっている方に扶養されている方は第3号被保険者となり、ご自身で保険料を納付することを要しませんが、第3号被保険者資格の取得や喪失については、行政への届出が義務付けられております。
2. しかしながら、第3号被保険者の届出制度に関する周知や、第1号被保険者としての届出を行っていただくことの勧奨（種別変更届の勧奨）、行政側での認定に基づく保険料納付のお願い（職権適用）などの取組が不十分であったこと等もあり、
 - ① 夫が厚生年金や共済年金に加入している第2号被保険者で、妻が第3号被保険者となっている場合において、夫が転職等で第1号被保険者になった場合は、その被扶養配偶者である第3号被保険者も第1号被保険者となる届出を行い、国民年金保険料を納付することが必要であるが、この届出がなされず、第3号被保険者のままとなっているケースや、
 - ② また、妻の収入が増加したことなどにより、夫に扶養されなくなった場合においても、第3号被保険者から第1号被保険者となる届出が必要となるが、この届出がなされないケースが相当数あることが判明しました。
3. このようなケースについて、仮に従来の取扱いを続けた場合には、次のように、予期せぬ形で生活の安定を損なわれる受給権者、被保険者の方々が大勢でてきてしまします。
 - ① 受給権者
紙台帳とコンピュータ記録の突合せ作業等によってご自身の年金記録の漏れや誤りが判明する方が出てこられますが、そのチエ

ックの過程で、それに加えて不整合な第3号被保険者期間の記録も判明する可能性があります。その場合、突合せ作業によって新たな記録が判明したにもかかわらず減額再裁定となり、過払いとなつた年金については返還していかなければならぬケースも出てくると考えられ、場合によっては無年金者になつてしまふケースも出てくる可能性があります。

② 被保険者

裁定請求や紙台帳とコンピュータ記録の突合せ作業等を契機とした年金相談において不整合な第3号被保険者期間の記録が判明する可能性があります。その場合、過去2年以内の期間の保険料の納付を求められるほか、2年以上経過した不整合期間については、保険料を納付することが制度的にできないため、全て1号未納期間に記録を変更することとなりますので、年金見込額を大きく下回る結果になつたり、場合によっては年金受給権がないことが判明したりするケースも出てくると考えられます。

4. さらに、第3号被保険者の不整合記録が明らかになった以上は、不整合記録を適正な記録に訂正するとともに、将来に向けて是正をする必要があります。そのため、不整合記録の対象者を本年10月に一斉抽出することとしておりますが、「運用3号」を実施しない場合は、受給権者も被保険者も、不整合記録を有する方は全員抽出することとなり、その人数は数十万人、場合によっては百万人を超える可能性があります。

この場合、そのような大勢の方々から年金事務所や年金相談センターなどに対して

- ・裁定のときに確認してもらっていたのに、なぜ今頃になって突然年金を減らされるのか
- ・納付書を一度も送られていないのに、なぜ2年以上前の期間が未納期間になるのか

・特別便や定期便に書かれていることと違うではないかといった声が殺到し、年金行政の第一線が大きな混乱に陥っています。

5. このため、行政面での取組みが不十分であった事情もあり、届出を行わなかったご本人にのみ大きな不利益を負わせることは適当でない等の観点から、年金記録回復委員会でのご議論もいただきながら、今回のような取扱い、すなわち年金受給者については、現状を変更せず、また被保険者については、過去2年間を除き、現状を変更しないこととしました。
6. 第3号被保険者の届出制度の適正な運営という面においての行政努力が不十分であったことにより、今回のような措置を講じざるを得なくなった点について、お詫びを申し上げ、今後は、類似事案の再発防止に全力を挙げて取り組んで参りますので、何とぞ、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(Q2) そもそも第3号被保険者期間の不整合記録はどうして発生したのか。その理由を明らかにして欲しい。

(答)

1. 第3号被保険者の取得や喪失については、行政への届出が義務付けられていますが、届出制度に関する周知や、第1号被保険者としての届出を行っていただくことの勧奨などの取組が行政として不十分でした。
2. 昭和61年4月の第3号被保険者制度のスタートに向けて、混乱を回避するための事前準備として、多くの方が第3号被保険者に移行することが予想された国民年金任意加入被保険者（被扶養配偶者である方）に対して昭和61年1月末までに届出を行うよう勧奨し、届出を行っていただきましたが、届出を行った後、制度施行日（4月1日）までの間に被扶養配偶者でなくなった方については、制度発足当初から不整合記録になった可能性があります。
3. 第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更や裁定請求書の審査にあたっては、本人と配偶者（夫）の年金記録（被扶養配偶者の記録を含む。）の相關チェックは実施していますが、基礎年金番号導入前（～H8.12）は年金制度毎に別の年金手帳番号で記録の管理を行っていたことから、配偶者（夫）の年金手帳番号が不明である場合など十分なチェックが行えず、不整合記録になっている可能性があります。
4. また、第3号被保険者でなくなったときは届出を行うよう一般的な周知を行ってきましたが、個別の届出勧奨は平成10年4月からの定期的（毎月）な勧奨を実施するまでの間は、昭和63年、平成3年、平成5年及び平成7年にワンポイントで行われたのみだった

ため、その機会に届出がされていなければ不整合記録になっている可能性があります。

平成10年4月以降についても、勧奨して届出が行われなければ再勧奨を行ってきましたが、平成17年3月まで職権による種別変更を行っておりませんので、再勧奨を受けて届出をされていなければ不整合記録になっている可能性があります。

5. さらに、平成17年4月以降については、配偶者（夫）の第2号被保険者の喪失情報や被扶養配偶者の削除情報を活用した届出勧奨や職権による種別変更を行ってきましたが、それでもなお、次のような点が不徹底なため、不整合記録のは是正は現在においても完全に行われておりません。

- ・健康保険組合からは、現在、被扶養配偶者の削除情報の提供を受けていないこと。（関係者と調整中。）
- ・第3号被保険者の住所が住民基本台帳上で確認できない場合や確認できても当該住所に勧奨状を送付しても未送達となる場合には、個別の勧奨も職権による種別変更もできない。（被保険者について住民基本台帳コードの収録促進を検討中。）

6. このような背景から、第3号被保険者に関する不整合記録は大量に存在しており、昨年1月頃、社会保険オンライン上の年金記録の中を簡易な調査（夫：1号、妻：3号）で抽出したところ、約100万件の不整合記録が存在している状況です。

（注）これは一時点を捉えたものであり、その後に届出がなされ、年金記録が訂正されているものも多いと思われますが、逆に、この抽出においては被扶養配偶者の情報との突き合わせを行っていないことから、実際の不整合記録は不明です。

(Q3) このような不公平な措置を通知ひとつで、実施するのは納得がいかない。法律改正をしてから実施すべきではないか。

(答)

1. 今回の措置は、第3号被保険者の届出制度の適正な運営という面においての行政努力が不十分であったこと等も勘案し、受給権者や被保険者の皆様に不利益を生じさせないための取扱いを行おうとするものであり、できる限り速やかな対応を行うためにも、法律改正によるのではなく運用（通知）によって実施するものです。
2. これは、法令に基づいて第3号被保険者の届出がなされた結果である「現状の年金記録を変更せずに尊重する」という手法で行うものであり、現行法に基づく第3号被保険者制度そのものの運用として実施するものです。したがって、現行法に定めのない新たな被保険者区分を通知によって創設したり、「運用3号」というような新たな被保険者区分の年金記録に変更したりするものではありません。
3. 仮に法律改正を行うこととなれば、改正内容の調整や実現に多くの時間を要することとなり、その間にも現在の不整合な状態への対応が遅れていきます。特に、第3号被保険者制度を巡っては、制度発足以来、これまでの制度改正等の際にも様々な議論がなされており、改正内容の調整は容易ではないと考えられます。
また、仮に法律改正を早期に実現できたとしても、これ以上多くの受給権者や被保険者の方々にご迷惑をおかけしないようにするために、今般の運用3号と同様の考え方をとらざるを得ないものと考えられます。
4. このため、今般の措置は、法律改正ではなく運用（通知）によって速やかに対応するための現状打開策として実施するものであり、なにとぞご理解ください。

(Q4) 本来、第3号被保険者でなくなったら届出を行うこととなっており、その届出を行わなかった本人の責任ではないか。

(答)

1. ご指摘のご意見は、適正に種別変更の届出を行ってきた方との公平性の観点からはもっとものであり、届出を怠った本人にも一定の責任はあります。しかしながら、次のような事情も考慮すると、全てを自己責任というには酷なケースも多いのではないかと考えられます。

- ① サラリーマン家庭においては、社会保険関係の諸手続が会社任せになっていて、どのような場合にどのような届出が必要なのか、必ずしも正しく認識されていない（行政による周知にも限界）。
- ② サラリーマンの被扶養者でなくなった場合に、一定期間内に病気には必ずなるから医療保険の手続を忘れていても気が付くが、年金は給付を受ける時期が遠い将来であるため、手続を忘れていても気付かない。
- ③ 夫がサラリーマンから自営業者に転職した場合、妻の専業主婦としての生活実態に変化がないのであれば、夫の転職に伴つて妻の年金についても手續が必要と気付かない。
- ④ 夫が適用事業所のサラリーマンから未適用の法人事業所や5人未満個人事業所のサラリーマンに転職した場合、妻の専業主婦としての生活実態に変化がないのであれば、夫の転職に伴つて妻の年金についても手續が必要と気付かない。

2. このように、第3号被保険者制度を運営していく上では、本人からの届出を基本としながらも、不整合が生じている場合に行政側からの勧奨等によるバックアップが不可欠であり、そのバックアップが長期間にわたって不徹底でありました。このため、本人の責任は、納付可能な直近2年間以内の期間の保険料を支払ってもらうことに

とどめる取扱いとしたものです。

今回のような措置を講じざるを得なくなった点について、お詫びを申し上げ、今後は、類似事案の再発防止に全力を挙げて取り組んで参りますので、何とぞ、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(更問) このような措置は、モラルハザードを招くのではないか。

1. 第3号被保険者としての生活実態がないにもかかわらず保険料を納付しなかった期間について年金給付を認めるのは、モラルハザードを招く、とのご懸念は理解できます。
2. 言うまでもなく、年金制度は給付と負担のバランスで成り立っており、保険料の納付が年金を受給する前提であることは、当然のことです。したがって、届出制度を熟知していながら確信犯的にそれを怠って保険料の納付を免れた者に対して年金給付を行うようなことは、モラルハザードを招き、適当でないものと考えます。
しかし、救済すべきでない「不心得者」であるほど「自分は何も知らなかった」と言い張るのが一般的であるため、確信犯かどうかを確認することは事実上困難です。逆に、聞きかじった程度の知識があるばかりにそれを口にした「正直者」が「運用3号」の対象から除外されるというのは酷ではないかと考えます。
3. むしろ、今後の制度運営を適正化し、健全なモラルを維持していくためには、不整合記録が大量に存在することが認識された今こそ、将来に向けて、第1号被保険者への種別変更を徹底的に行っておくことが最も重要です。これを先送りせずに一斉に行うためには、届出を怠った人に過度な負担を強いるのではなく、保険料が時効消滅していない期間の範囲内で被保険者としての義務を果たしていただく方法が適当であると考え、今回の措置を講じることいたしましたの

で、何とぞ、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(Q5) 今回の措置は、適用日（平成23年1月1日）前に記録訂正された者も対象とすべきではないか。そうしないと不公平ではないか。

(答)

1. 第3号被保険者の届出制度の適正な運営という面での行政努力が不十分な中で、届出を行わなかっただけに不整合な記録になっていることに気が付かないままご自身の年金が裁定され、その年金額を前提に年金生活を続けられている方、あるいは、ご自身の記録が不整合な状態になっていることをご存じないまま年金生活を目前に控えている方が大勢おられます。

今回の措置は、そのような状況に鑑み、これまで行政が行ってきた裁定等を信じて生活されている方の行政に対する信頼についても保護する必要があるという趣旨から、年金記録の現状を変更せずに尊重するという形で、年金受給者や被保険者の方々の年金額が下がらないようにするためのやむを得ない措置です。

また、今になって本来の状態に記録を訂正しようとしても、第3号被保険者として記録された時期から既に長期間が経過しているような場合は、実際に事実関係がどうであったのか確認が困難な場合が多いということも想定されます。

2. 過去に年金記録を訂正された方については、「運用3号」の対象にならなかったということで納得がいかない面があろうかと存じますが、記録の訂正を行ったのは、あくまでも、ご本人に年金記録の内容を確認して頂いた上で、本来の姿に戻したものですので、それを今改めて元の誤った姿に戻すというのは困難でございます。一貫した取扱いができていない点については誠に申し訳ありませんが、第3号被保険者制度の運営に関する行政努力が不十分であったことで、これ以上多くの国民の皆様にご迷惑をおかけしないようにするために、やむを得ず今般の措置を講じたものでありますので、なにとぞ

ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

3. なお、ご指摘のような点を踏まえ、被保険者については過去2年間分の保険料の納付を求めることとしておりますので、ご理解を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

(更問)「運用3号」によって3号期間と認められ、保険料を払わずに年金をもらう人がいるのだから、私の1号未納期間を3号期間に戻して年金を増額することを認めてくれないのであれば、年金はそのままでいいから、1号納付済期間に私が払った保険料を返してほしい。

1. 繰り返しになりますが、記録の訂正を行ったのは、あくまでも、お客様ご自身に年金記録の内容を確認して頂いた上で、本来の姿に戻したものです。お客様がお支払いになった保険料は、お客様自身にご確認いただいた第1号被保険者期間に対応するものとして支払っていただいたものであり、その年金記録を元の誤った第3号被保険者期間に戻して保険料を還付することは致しかねます。
2. 「運用3号」の対象者であっても、まだ年金を受給していない方については、過去2年間分の保険料の納付を求めることとしておりますので、なにとぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(Q6) 今回の措置は、きちんと届出を行い保険料を納付してきた者とのバランスを欠くのではないか。せいぜい、保険料免除期間や合算対象期間と見做すという取扱いに留めるのではないか。

(答)

1. ご指摘のようなお気持ちは、もっともなものと思いますが、今回の措置の対象者は、必ずしも意図的に保険料のがれをしたということではなく、届出義務そのものを承知していなかった方が大半ではないかと推測されます。

第3号被保険者の届出制度の適正な運営という面においての行政努力が不十分であったことにより、今回のような措置を講じざるを得なくなつた点について、お詫びを申し上げ、今後は、類似事案の再発防止に全力を挙げて取り組んで参りますので、何とぞ、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2. ご指摘にあるような「免除期間」(国民年金法第90条) や「合算対象期間」(60年改正法附則第8条) は、その要件が法律上に明確に定められており、法律上の根拠なしに年金記録を3号期間からこれらの期間に変更することは困難です。今回の整理は、法令に基づいて第3号被保険者の届出がなされた結果である「現状の年金記録を変更せず尊重する」という手法で対応するもので、できる限り被保険者に不利益が生じないようにするという観点からの、現状打開策とご理解ください。

3. なお、ご指摘のような点を踏まえ、被保険者については過去2年間分の保険料の納付を求めることとしておりますので、ご理解を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

(更問)「運用3号」の適用は受給者だけにして、被保険者については、
従来通り、過去2年間について保険料を求め、2年以上経過した
期間については1号未納期間とできないのか。

1. 被保険者については、年金の裁定までは行っておりませんが、これまでの経緯の中で、年金相談、年金見込額試算、ねんきん特別便・ねんきん定期便の発出などを積み重ねてきており、それらを通じて形成された行政に対する信頼、ご自身の年金受給への期待、それに基づく老後の生活設計といったものをご破算にしてよいとは考えられません。
2. とりわけ、年金の裁定を間近に控えている方もおられますので、僅かな差で、受給権者として現状のまとまる取扱いを受けられる方と、受給権者になる寸前であったために2年以上経過した期間も1号未納期間とされてしまう方々の間で、取扱い上あまりにも大きな差が生じることとなり、適当ではないと考えます。

(Q7) 年金確保支援法案が成立すると、過去10年遡って保険料を後納することができるようになる。「運用3号」も過去10年まで遡って1号未納期間に変更し、10年以上経過した期間のみ第3号被保険者とすべきではないか。

(答)

1. 国会で継続審議とされている年金確保支援法案が成立した場合には、過去10年遡って後納することができるようになります。その場合には、「運用3号」について、
 - ・過去2年分の保険料の納付を求めるとともに、
 - ・2年以上経過した期間について、過去10年まで遡って1号未納期間に変更し、
 - ・10年以上経過した期間のみ第3号被保険者としての記録を変更しないという取扱いに変更してはどうかとの議論も考えられるでしょう。

(注) 年金確保支援法案が成立しても徴収時効は2年で変更ないため、過去10年分の保険料納付を求めることはできない。

2. しかし、年金確保支援法案により過去10年分の未納保険料が納付可能になるのは、3年間限りの时限措置ですから、3年間を経過したら、また元の姿に戻さなければなりません。そうなると、不整合期間が判明したタイミングによって、2年以上前の期間が「運用3号」の対象になる方と10年以上前の期間だけが「運用3号」の対象になる方に分かれ、別の不公平が生じてしましますので、適当ではないと考えています。

(後納制度が始まる前に不整合記録が判明した人)

- ・過去2年間の保険料納付

(後納制度が実施される3年間に不整合記録が判明した人)

- ・過去2年間の保険料納付 + 過去3~10年分は1号未納期間
(後納制度が終了した後に不整合記録が判明した人)
- ・過去2年間の保険料納付

(Q8) 「運用3号」を実施せず、不整合記録部分につき10年に限らず過去何年でも保険料を遡及して支払えるようにすればよいのではないか。

(答)

1. 国民年金保険料は法律の規定により2年間の消滅時効にかかるため、過去何年でも保険料を遡及して支払うことができるようになります。ためには、法律改正が必要になります。
2. また、これは過去3回実施された特例納付と同様の措置を一部の方について実施するものであり、高齢期に一定の保険料をまとめて納められるだけの資産・所得がある者に制度のメリットが集中する可能性がある、といった特例納付と同様の問題点があると考えます。
3. さらに、「運用3号」を実施せずに特例納付を行うこととする場合は、非常に多くの受給権者、被保険者が予期せぬ形で生活の安定を損なわれ、年金事務所、年金相談センター等の現場には、受給権者から「裁定のときに確認してもらっていたのに、なぜ今頃になって突然年金を減らされるのか」、被保険者から「納付書を一度も送られていないのに、なぜ2年以上前の期間が未納期間になるのか。特別便や定期便に書かれていることと違うではないか」「過去分をまとめて払えるのは金持ちだけではないか」といった声が殺到し、年金行政の第一線が大きな混乱に陥ることになります。

(Q9) 妻を「運用3号」として救済するのであれば夫の1号未納（2号から1号になった者）も救済すべきではないか。

(答)

1. 今回の措置は、第3号被保険者の届出制度の周知や勧奨などに関する行政運営面の努力が不十分であったこと等から、これまで管理してきた年金記録を変更しないという特例的な措置を講じようとするものです。例えば、夫がサラリーマンから自営業者に転職したけれども妻の専業主婦としての生活実態に変化がなかったような場合を想定しますと、夫自身は自分の職業が変わったのですから、当然、社会保険制度にも変化が生ずることに思いを致すべきところですが、妻の方は、自分の生活実態に変化がないのに、夫が転職しただけで自分の加入する年金制度も変化するということに気付かなかつたとしても、やむを得ない面があります。
2. このように、転職した場合の年金記録の取扱いについては、転職した本人とその配偶者では、事情が異なると考えられます。したがいまして、第2号被保険者から第1号被保険者となり、保険料未納となっている方について、保険料納付済期間と見做すということは、今回の措置とは趣旨を異にするものであり、対応困難であることに御理解を賜りたいと存じます。

(Q10) 「運用3号」の年金給付の財源はどこから出るのか。きちんと届出をせずに「保険料のがれ」をした者に対する年金給付の財源まで負担するのは納得がいかない。

(答)

1. 「運用3号」の期間がある方に対する年金給付の財源は、通常の3号被保険者の期間がある方と同様に保険料や税金によって、賄われることになります。

ご指摘のようなお気持ちちは、もっともなものと思いますが、今回の措置の対象者は、必ずしも意図的に保険料のがれをしたということではなく、届出義務そのものを承知していなかつた方が大半ではないかと推測されます。

第3号被保険者の届出制度の適正な運営という面においての行政努力が不十分であったことにより、今回のような措置を講じざるを得なくなった点について、お詫びを申し上げ、今後は、類似事案の再発防止に全力を挙げて取り組んで参りますので、何とぞ、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2. なお、ご指摘のような点を踏まえ、被保険者については過去2年間分の保険料の納付を求めるとしておりますので、ご理解を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

[参考]

- 受給権者の中に不整合期間がある方が含まれている影響
年金受給権者の中に不整合期間がある方が含まれているため、基礎年金給付費の総額が本来の金額よりも若干大きくなっている。その部分の基礎年金給付費は、基礎年金拠出金の仕組みを通じて、他の基礎年金給付費と同じ割合で、各年金制度が負担し、最終的に保険料や税によって賄われる。

○ 被保険者の中に不整合期間がある方が含まれている影響

被保険者の中に不整合期間がある方が含まれているため、本来、第1号被保険者としてカウントされるべき者の一部が第3号被保険者としてカウントされていることになる。したがって、基礎年金拠出金の仕組みを通じて被保険者数に応じて各年金制度が拠出金を負担する際に、被用者年金各制度の負担割合が本来の負担割合よりも若干大きくなっている。この点については、本年10月以降、第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更すべき対象者を一斉抽出し、職権で種別変更することにより、多くの部分は是正される。

(Q11) 私は運用3号の対象になりたくない。自分が届出を忘れていたのであれば仕方ないので、過去2年分の保険料は支払うし、それ以前の期間は未納期間にしてもらって構わない。そのようにしてもらうことはできないのか。

(答)

1. 年金記録はお客様ご自身に確認していただき、必要に応じて訂正するものです。今般の運用3号は、第3号被保険者制度の運営に関する行政努力が不十分であったためにやむを得ず講じたものですが、第3号被保険者期間として記録されている期間につき、お客様ご自身が第1号被保険者期間として確認し、保険料を支払うことを否定するものではありません。

(注) この場合は、お客様より「運用3号」を適用しない旨の「申出書」の提出をお願いすることとしています。

2. 第1号被保険者期間に訂正した期間のうち、2年を超えて遡った期間については保険料を納付できず、未納期間になりますが、現在国会で継続審議となっている「年金確保支援法案」が成立しますと、過去10年まで遡って納付できるようになりますので、改めてご相談ください。

(注) 年金確保支援法案によって創設される「後納制度」では、現行の追納制度と同様、いわば利子相当分の負担として、当時の保険料額に国債の表面利率等に基づいた率を乗じた額を加えた金額を納付していただくことを想定しています。

(Q12) 「運用3号」はいつまで実施し続けるのか。

(答)

1. 「運用3号」の対象期間として確認した期間については、将来にわたって第3号被保険者期間として記録管理し、年金の裁定に結びつけていくように取り扱うものです。
2. 今後は、このような不整合記録が生じないようにするための措置を段階的に講じていき、その結果を踏まえながら「運用3号」の取扱いの見直しを行うこととしております。

※ 現時点では、健康保険組合から被扶養者情報の提供を受けて種別変更の勧奨、職権による種別変更を実施できる時期を明言できる段階に至っておりません。

3. 今後、健保組合等の関係機関と調整を行い、その被扶養者情報を得られるようになってから1～2年経過した段階で、引き続き新たな不整合記録が生じていないかどうか検証し、「運用3号」の取扱いを継続する必要があるかどうか、判断することになります。

新たな「不整合記録」の発生要因と対策の方向性

今後、本年10月を目途に第3号被保険者の不整合記録をシステム的に抽出し、不整合記録の整備を図るほか、以下の対策を検討する。

発 生 要 因	対 策 の 方 向 性
<ul style="list-style-type: none">① 健康保険組合からの被扶養配偶者の異動情報の未取得② 住所不明によるもの③ 種別変更の処理誤り(漏れ)④ 一時的(6ヶ月)不整合記録の発生	<ul style="list-style-type: none">① 健康保険組合から被扶養配偶者の異動情報の取得② 住基ネットの活用③ 事務処理マニュアルの整備④ 種別変更処理(職権適用)の早期化 (配偶者の被保険者資格(第2号被保険者)喪失届等の活用を検討)